

東京の水道

2026
年度版



東京都水道局

目次

1 東京の水道の概要 ……………	1	10 多摩地区の水道 ……………	29
2 持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020 ……………	5	11 震災に備えて ……………	30
3 東京水道経営プラン 2026 ……………	7	12 環境負荷低減に向けて ……………	35
4 東京水道施設整備マスタープラン …	10	13 国際展開 ……………	39
5 安定した水源の確保 ……………	12	14 東京の水道の財政 ……………	40
6 安全でおいしい水づくり ……………	16	15 東京の水道の歴史 ……………	41
7 安全でおいしい水の供給 ……………	23	16 東京水道名所 ……………	42
8 安定給水を目指して ……………	24	17 東京水道の PR 施設 ……………	42
9 お客さまとのコミュニケーション …	25	営業所等一覧	



はじめに

東京の水道は、明治 31 年（1898 年）に近代水道として淀橋浄水場から通水を開始し、令和 5 年（2023 年）12 月に 125 周年を迎えました。

通水開始以来、東京都水道局は高品質な水道水を常に安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進してきました。その結果、今日では、世界でも有数の規模となる水道事業に発展しています。

一方で、水道事業に対するお客さまの期待は大きく、近年では安全でおいしい水の供給や震災対策、環境への配慮など、より質の高いサービスが求められています。

このような中で、東京都水道局は、ハード・ソフト両面にわたり、より信頼性の高い水道システムを構築していくとともに、質の高い水道サービスを展開し、お客さまに喜ばれる水道を目指します。

1 東京の水道の概要

東京都水道局（以下「水道局」という。）は、23 区及び多摩地区 26 市町の存する区域を合わせた約 1,239 平方キロメートルの区域、1,393 万人の都民に水道水を供給しているほか、給水区域に含まれていない武蔵野市、昭島市及び羽村市（以下「未統合市」という。）に対して暫定分水を行っています。

令和 8 年 3 月末現在、浄水場の施設能力は日量 684 万立方メートル、配水管の延長は 2 万 7,639 キロメートル、保有する水源量は日量約 680 万立方メートルとなっています。

また、令和 7 年度における年間総配水量は、15 億 4,057 万立方メートル、一日最大配水量は約 450 万立方メートルとなっています。

【基本事項】

（令和 8 年 3 月末現在）

事業開始 年月日	創設認可	明治 23 年（1890 年）7 月 5 日
	供用開始	明治 31 年（1898 年）12 月 1 日
給水区域面積（注）		1,239km ²
給水人口（注）		13,928 千人
給水件数（注）		8,233 千件
水源量		680 万 m ³ / 日
施設能力		684 万 m ³ / 日
配水管延長		27,639km
職員数		3,478 人

（区部及び都営水道 26 市町）

注 給水区域面積、給水人口及び給水件数は、令和 7 年 10 月 1 日現在

【配水量】

（令和 7 年度）

年間総配水量	1,540,566 千 m ³
一日平均配水量	4,221 千 m ³
一日最大配水量（令和 7 年 6 月 18 日）	4,503 千 m ³

（区部及び都営水道 26 市町（未統合市への分水量を含む。））

【主要都市の水道との比較】

（令和 7 年度）

項目		都市名	東京都	札幌市	横浜市	名古屋市	大阪市	福岡市
基本事項	給水人口	（人）	13,951,108	1,957,839	3,757,093	2,471,987	2,817,994	1,614,149
	導送配水管延長	（km）	28,438	6,173	9,489	8,629	5,220	4,241
	給水戸数	（戸）	8,276,409	1,013,955	1,986,110	1,416,219	1,762,233	983,353
	職員数	（人）	3,478	653	1,529	1,260	1,239	574
	給水施設能力	（m ³ / 日）	6,844,500	743,600	1,820,000	1,424,000	2,370,700	780,987
	一日最大配水量	（m ³ ）	4,502,600	565,180	1,168,300	802,239	1,184,700	461,934
	一日平均配水量	（m ³ ）	4,220,700	527,900	1,099,800	745,200	1,120,800	427,700
	料金（口径 20mm・24mm）	（円・税込）	3,478	4,664	4,130	4,026	2,657	4,424
	給水原価	（円 / m ³ ・税込）	248.91	199.52	206.87	198.27	156.54	207.50
経営指標	施設利用率	（%）	61.7	71.0	60.4	52.3	47.3	54.8
	有収率	（%）	95.6	92.9	92.5	95.2	90.9	96.5
	職員一人当たり有収水量	（千 m ³ ）	490.6	309.1	292.9	232.3	300.0	326.9
	総収支比率	（%）	99.8	122.5	106.4	101.4	119.9	118.3
	自己資本構成比率	（%）	80.9	82.2	66.5	73.1	74.1	71.6

（「地方公営企業決算状況調査」による）

有収率 : 配水した水のうち、料金の対象となった水の割合で、数値が高いほどよいとされます。

総収支比率 : 経営の安定のためには、この値が、利益が発生していることを示す 100%以上であることが必要です。

自己資本構成比率 : 総資本に占める自己資本の割合で、この率が高まると財政は安定します。

【海外都市の水道との比較】

項目	都市名	東京	ロンドン	ニューヨーク	パリ
給水人口	（万人）	1,393	1,600	880	211
管路延長	（km）	28,438	32,186	11,265	1,998
職員数	（人）	3,478	7,824	6,000	867
一日平均配水量	（千 m ³ / 日）	4,221	2,600	3,785	476

（注 1）東京は令和 7 年度値（給水人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在）

（注 2）各海外都市は、令和 8 年度の当局の調査で各都市における主要な水道事業者ホームページ等から収集した数値

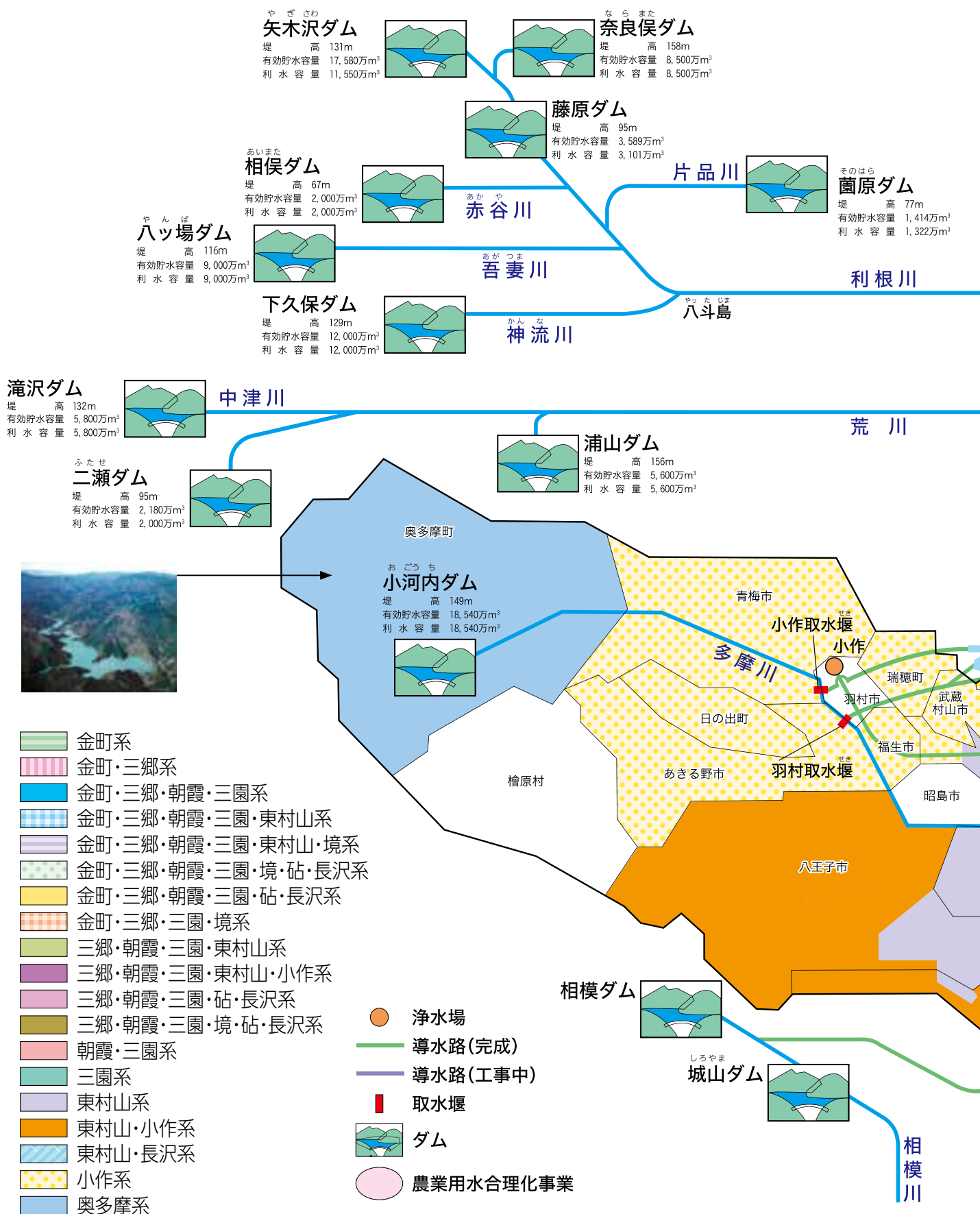
（注 3）ロンドンの管路延長及び職員数には、ロンドン近隣地域及び下水道分を含む。

（注 4）ニューヨークの職員数には下水道分を含む。

（注 5）東京は区部及び都営水道 26 市町の集計である。（一日平均配水量は未統合市への分水量を含む。）

東京の水道水源と浄水場別給水区域

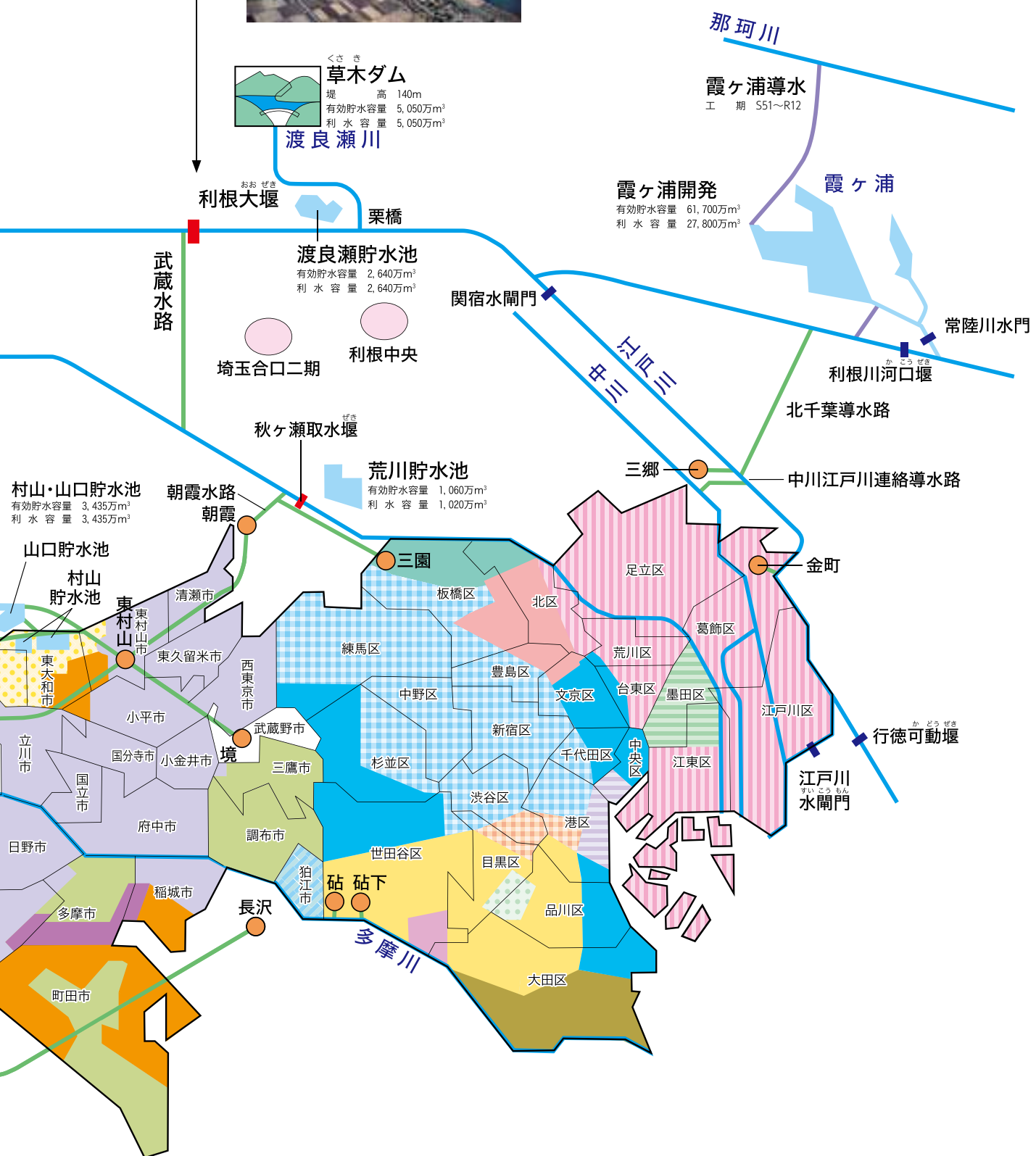
～暮らしと都市を結ぶ水道～



それぞれの給水する区域は工事に伴う運用状況等により変わります。(令和8年3月末時点)



草木ダム
堤 高 140m
有効貯水容量 5,050万m³
利水容量 5,050万m³
渡良瀬川



持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020

都の水道事業は、明治 31 年（1898 年）に近代水道として通水を開始し、都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹ライフラインとして、安定給水のために必要な施設整備を着実に推進しながら、継続的に経営努力を行い、健全な経営基盤を確立し、使命を果たしてきました。さらに、全国に先駆けて市町営水道の一元化を進め、今日では、給水人口約 1,350 万人（平成 30 年度時点）という日本最大の水道事業者として、広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、効率的な事業運営に努めています。

一方で、都の人口推計では、令和 7 年（2025 年）をピークに都の人口も減少に転じ、令和 42 年（2060 年）にはピーク時から約 16 パーセント減少するとされています。人口減少は、水道料金の収入の減少に直結し、施設整備など、水道事業に不可欠な経費の不足につながります。

こうした人口減少に加え、環境危機やテクノロジーの急激な進展、水道法の改正を契機とした広域連携や官民連携の取組が全国の水道事業体で進むことが見込まれるなど、東京水道をめぐる状況は、今後、激変し、かつて経験したことのない局面を迎えることになります。

策定の目的

東京水道が将来とも持続可能な事業運営を行っていくためには、このような状況変化に柔軟に対応できる新しい発想をもって、今後一斉に更新時期を迎える大規模浄水場の整備や管路の維持管理、お客さまサービスの更なる向上、それに水道事業を支える人材の確保・育成など、事業の根幹に関わる課題解決のための対策を着実に進めていかなければなりません。

水道局では、これまで 3 年から 5 年ごとに経営プラン（中期経営計画）を策定し事業を実施してきました。しかし、東京水道の置かれたこうした立場を考えれば、今後は、単に 5 年ごとの視点ではなく、さらに先を見据えた長期の経営方針を立て、目指すべき目標を明らかにした上で事業を戦略的に進めていく必要があります。

そこで、水道局では、今後の中期経営計画の「羅針盤」として、外部の有識者で構成する「東京都水道事業運営戦略検討会議」での議論や、都の「『未来の東京』戦略ビジョン」の内容を踏まえ、今後の状況変化を予測、分析しつつ、おおむね 2040 年代を見据えた将来構想である「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020」を策定しました。

長期構想の位置づけと期間

「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020」は、東京水道が目指すべき将来の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示す基本構想で、今後の事業運営全般についての基本的な方針となるものです。

期間は、都の人口推計に合わせ、令和 42 年（2060 年）までの水道需要、施設整備、業務運営体制及び財政収支を推計するとともに、2040 年代を視野に、おおむね 20 年間の事業運営について示しています。

< 基本理念 >

東京水道は、グループ職員の総力を結集して持続可能な水道事業の実現に取り組んでいきます。

- 東京水道は、都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹ライフラインとして、安全でおいしい高品質な水を安定して供給していきます。
- 東京水道は、時代に即した技術やサービスを取り入れ、お客さまから信頼が得られる事業運営を進めていきます。
- 東京水道は、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、経営基盤の強化を図り、健全な経営に努めていきます。

事業運営の考え方

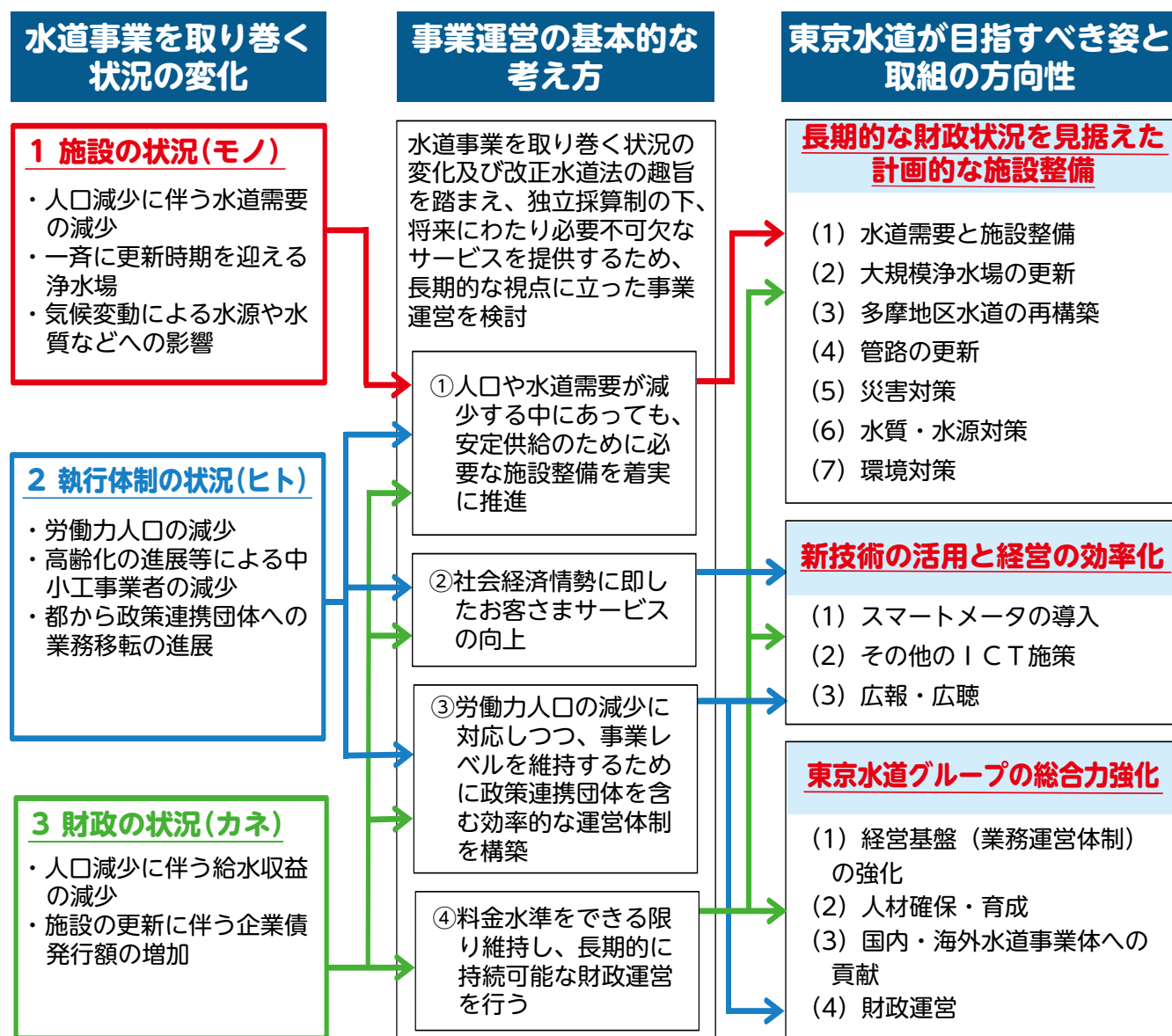
都の水道事業が独立採算制の下、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、将来にわたり必要不可欠なサービスを提供していくためには、公共性の維持と経営効率化の観点に立った業務運営が必要です。

そのため、引き続き、水道局と政策連携団体が水道事業の基幹的業務を担うグループ経営を推進していくこととし、持続可能な水道事業の実現に向けた第一歩として、東京水道サービス株式会社と株式会社 PUC を統合し、東京水道株式会社として業務を開始することで、東京水道の経営基盤の強化を図りました。

目指すべき姿と取組の方向性

長期構想では、都の水道事業を取り巻く状況が、モノ（施設）、ヒト（執行体制）、カネ（財政）の面で大きく変化していくことから、3つの目指すべき姿と14の取組の方向性に整理しました。

具体的には、人口減少に伴い水道需要や料金収入の減少する中であっても、安定供給のために必要な施設整備は着実に推進すること、また、労働力人口の減少を踏まえ、政策連携団体を含む効率的な運営体制を構築するとともに、社会経済情勢に即したお客さまサービスの向上と業務の効率化を推進すること、さらに、不断の経営努力や企業債の発行余力の活用を進め、料金水準をできる限り維持し、持続可能な財政運営を推進していくこととしました。



3 東京水道経営プラン 2026

水道局では、令和2年7月に、長期的な視点に立ったおおむね20年間の事業運営の基本的な方針である「東京水道長期戦略構想2020」を策定しました。この長期戦略構想で掲げた目指すべき将来の姿を実現するため、令和8年3月、令和8年度から令和10年度までの事業計画と財政計画を定めた「東京水道経営プラン2026」を策定しました。

経営方針

- 安全でおいしい高品質な水の安定供給により、将来にわたり、都民生活と首都東京の都市活動を支えていきます。
- この実現に向け、次の3つの取組を進めていきます。
 - 着実な施設整備や徹底した水質管理等に取り組むとともに、施設の耐震化や災害発生時の対応力向上など、水道の強靱化を進めます。
 - お客さまとの双方向コミュニケーションの充実により信頼関係を深め、「地域の共有財産」である水道を将来に引き継いでいきます。
 - グループ経営の推進や人材の育成、不断の経営努力に取り組むとともに、環境施策の一層の推進やDXによる業務の効率化など、将来を見据えて水道事業を進化させていきます。

施策体系

計画の柱	区分（キーワード）	主な取組
I 日々の生活を支える水道	① 水源の確保と水質対策	水道水源林の適正管理・保全、原水水質に応じた適切な対応、貯水槽水道対策
	② 安定給水のための施設整備	導水施設の二重化・更新、送水管のネットワーク化・更新、給水所の新設・拡充・更新等
II 災害に強い強靱な水道	③ 災害に備えた施設整備	浄水施設の耐震化、給水管の耐震化、自家発電設備の新設・増強、管路の二重化
	④ 災害発生時の対応力強化	訓練等による対応力の向上、区市町との連携強化、復旧作業の効率化・迅速化
III お客さまとつながる水道	⑤ お客さまとともに歩む水道	水道サポーターの拡充、お客さまの声の事業への反映、多様な広報施策の展開
	⑥ お客さまサービスの向上	デジタル窓口の拡充、東京都水道局アプリの機能拡充、キャッシュレス・ペーパレス促進
IV 将来を見据え進化する水道	⑦ 環境に配慮した事業運営	再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の推進、玉川上水の保全
	⑧ スマート水道の実現	業務効率化に向けたDX推進、スマートメータの導入拡大
V 事業を支える基盤の強化	⑨ グループ経営の推進	政策連携団体への業務移転の推進、政策連携団体とのグループ経営の推進
	⑩ 強固な人材基盤	東京水道グループの人材育成、都内水道事業体の基盤強化、国内水道事業体の連携
	⑪ 健全な財政基盤	不断の経営努力、目標管理の徹底

不断の経営努力

(単位 百万円)

事項	8年度	9年度	10年度	計
事務事業の効率化による経費節減	420	840	1,170	2,430
既定経費の節減	1,320	2,110	3,044	6,474
資産の有効活用等による収入確保	92	400	604	1,096
計	1,832	3,350	4,818	10,000

指 標

施設整備に関する指標

指標	目標数値 (目標年度)	指標の説明	実績 (6年度)
送水管ネットワークの整備率	91% (17年度)	ネットワークを形成するために必要な送水管において、整備が完了した延長の割合	85%
安定給水確保率	91% (17年度)	計画一日最大配水量の12時間分の水量に占める、配水区域を持つ浄水場及び給水所の配水池容量の割合	87%
浄水施設耐震化率	76% (17年度)	着水井から配水池までの連続性を考慮し、耐震化された浄水施設能力の割合	14%
管路の耐震継手率	66% (17年度)	配水管延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管の割合	52%
取替困難管解消率	100% (8年度)	取替困難箇所に残存する、布設年度が古く、漏水リスクの高い管路の解消延長の割合	75%
取替優先地域解消率	100% (10年度)	給水区域全体を250m四方に細分化した上で、断水率が50%以下になる区域の割合	92%
地域配水の骨格管路の耐震接手率	76% (17年度)	地域配水の骨格管理の延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管の割合	55%
施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	100% (11年度)	マスタープランに位置付けた新技術の取組に対する、導入可否の検証が完了または導入した取組数の割合	-

経営に関する指標

指標	目標数値	指標の説明	実績 (7年度)
経常収支比率	100%以上	財政構造の弾力性を表す指標	100.8%
流動比率	100%以上	短期債務に対する支払能力を表す指標	129.7%
自己資本構成比率	75%以上	総資本に対する自己資本の割合を表す指標	80.9%
給水収益に対する企業債元利償還金の割合	20%以下	給水収益に対する企業債の規模を表す指標	4.7%
給水収益に対する企業債残高の割合	300%以下		125.8%
料金回収率	100%以上	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標	98.4%

注1 給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、借換分を除いたもので算定

2 7年度実績は税込で算定



財政収支計画

(単位 百万円)

区分 年度	収入						支出						収支 過不足額	累積収支 過不足額 (7年度末 見込 △ 23,289)
	料金	起債	国庫 補助金	一般 会計 繰入金	その他	計	営業費用	支払 利息	元金 償還金	建設 改良費	その他	計		
8	282,231	66,892	1,838	43,692	76,403	471,056	299,360	5,656	13,270	149,356 (△ 3,200)	0	467,642	3,414	△ 19,875
9	323,725	73,351	1,461	3,535	78,155	480,227	302,012	6,031	20,095	157,276 (△ 3,900)	0	485,414	△ 5,187	△ 25,062
10	324,359	75,409	1,314	3,482	74,616	479,180	297,251	7,587	10,009	162,560 (△ 4,000)	0	477,407	1,773	△ 23,289
計	930,315	215,652	4,613	50,709	229,174	1,430,463	898,623	19,274	43,374	469,192 (△ 11,100)		1,430,463	0	-

注1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたもの

注2 建設改良費の()は、大規模浄水場更新積立金(取崩)の内書きである

注3 令和8年度は、一般会計からの全額補填による基本料金の無償臨時特別措置を反映している

グループ経営の推進

業務運営体制の強化

水道局では、水道事業の基幹的業務を水道局と政策連携団体が担う、一体的事業運営体制の構築を推進し、営業所業務や工事監督業務などの準コア業務を政策連携団体である東京水道(株)に順次業務移転してきました。

現在は、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、将来にわたり持続可能な東京の水道を実現するため、統一的な経営戦略の下、相互に強みを生かしながら連携して事業運営を行う「グループ経営」を推進しています。

令和7年度からは、水道局が求める業務要求水準を東京水道(株)に提示し、その水準を確保することを条件として、実施方法等における創意工夫を促すとともに、複数の業務を一括して委託する、「性能発注方式による包括委託」を浄水場業務や一部エリアの営業系・技術系業務に新たに導入しました。

今後、生産年齢人口が減少していく中においても、水道事業者の使命を果たし、安定的な事業運営を続けていくため、これまで連綿と培ってきた技術や業務遂行力、水道事業の担い手としての使命感を、グループとして維持・発展させていきます。

また、都の広域水道としての一体性と責任を確保し、公共性と効率性を両立する観点から、引き続き、東京水道(株)への業務移転を推進していきます。

コア業務：事業運営の根幹に関わる業務⇒水道局

準コア業務：事業運営上重要な業務⇒政策連携団体(東京水道株式会社)

グループ経営（イメージ図）



政策連携団体概要

東京水道株式会社

- < 主要事業 > 管路施設管理、浄水施設管理、コンサルティング・調査、水道料金徴収業務等の公益事業に係る各種事務処理の代行、コールセンターの構築・運営、IT サービス業務
- < 常勤社員数 > 2,455 名（令和 8 年 4 月 1 日）
- < 資本金 > 1 億円（都持株割合 80.4%）

4 東京水道施設整備マスタープラン

都の水道事業は、人口減少、集中的に整備してきた浄水場の更新、地震や火山噴火等の自然災害、気候変動の影響など、課題やリスクを抱えており、柔軟かつ適切な対応が求められています。

令和 3 年 3 月に策定した「東京水道施設整備マスタープラン」は、こうした課題やリスクに対し、将来にわたり安全で高品質な水を安定的に供給する強靱かつ持続可能な水道システムを構築するため、「東京水道長期戦略構想 2020」の考え方などを踏まえ、施設整備の基本計画として、具体的な取組と 10 年後の整備目標を定めた計画です。

策定から 5 年が経過し、その間に都の水道事業を取り巻く環境変化や新たな課題が生じたため、施設整備の考え方や取組を改めて検証し、令和 8 年 3 月に内容の一部を改定しました。改定に際しては、外部有識者で構成する東京都水道事業運営戦略検討会議（施設整備に関する専門部会を含む。）などで議論を行い、その結果を反映しています。計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、事業規模は毎年度約 2,300 億円を見込んでいます。

主要施策の方向性

施設の老朽化や災害、気候変動といった様々な課題やリスクに適切に対応し、将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給することが、水道事業者の使命です。

その使命を果たすためには、強靱で持続可能な水道システムを構築し適切に維持していくことが不可欠であり、今後とも多岐にわたる施設整備が必要となります。しかし、こうした施設整備には、多くの経費と長い期間を要します。このため、「安全で高品質な水の安定供給」、「様々な脅威への備え」及び「水道システムの高度化に向けた新技術の活用」という 3 つの主要施策の方向性を明らかにした上で、今後 10 年間の具体的な取組を展開していきます。

◎具体的な取組◎

安全で高品質な水の安定供給	
施設の適正な管理による長寿命化や計画的な更新を進め、引き続き安全で高品質な水を安定的に供給していきます。	
取組 1	水源の適切な確保
取組 2	導水施設の二重化・更新
取組 3	浄水場（所）の更新・屋内化
取組 4	送水管のネットワーク化・更新
取組 5	給水所の新設・拡充・更新等
取組 6	設備機器の更新
取組 7	水質対策
取組 8	貯水槽水道対策

様々な脅威への備え	
水道の基盤を強化することで、事業の継続性を確保し、近年頻発する自然災害などの様々な脅威に備えていきます。	
取組 9	取水・導水施設の耐震化
取組 10	浄水施設の耐震化
取組 11	配水池の耐震化
取組 12	配水管の耐震化
取組 13	給水管の耐震化
取組 14	自家発電設備の新設・増強
取組 15	風水害・降灰対策
取組 16	水道施設のバックアップ機能の確保

水道システムの高度化に向けた新技術の活用	
水道システムの高度化に向け、AI などのデジタル技術の導入を推進するとともに、産官学が連携して技術開発を図るなど、新技術を積極的に活用していきます。	
取組 17	浄水場や給水所等の維持管理に関する新技術の活用
取組 18	管路の維持管理や水道工事にに関する新技術の活用
取組 19	新たな実験施設の開設

◎施設整備目標◎

安全で高品質な水の安定供給		10年後の数値目標		
		R6年度実績	R12年度計画	R17年度目標
取組 2	導水施設の二重化整備率	85%	88%	92%
取組 4	送水管ネットワークの整備率	85%	88%	91%
取組 5	安定給水確保率	87%	89%	91%
取組 7	残留塩素目標達成率	87%	94%	95%

様々な脅威への備え		10年後の数値目標		
		R6年度実績	R12年度計画	R17年度目標
取組 9	取水施設耐震化率	75%	100%	R12年度100%
取組 10	浄水施設耐震化率	14%	52%	76%
	浄水施設の主要構造物耐震化率	58%	71%	84%
取組 11	配水池耐震施設率	84%	95%	98%
取組 12	管路の耐震継手率	52%	60%	66%

様々な脅威への備え		10年後の数値目標		
		R6年度実績	R12年度計画	R17年度目標
取組 12	地震発生時の断水率	24%	19%	16%
	取替困難管解消率	75%	—	R8年度100%
	取替優先地域解消率	92%	—	R10年度100%
	地域配水の骨格管路の耐震継手率	55%	65%	76%
取組 13	私道内給水管耐震化率	53%	64%	73%
取組 14	大規模停電時における給水確保率	70%	82%	92%
	自家発電設備の燃料確保率（72時間）	57%	77%	85%
取組 15	河川横断管路対策率	16%	49%	53%

水道システムの高度化に向けた新技術の活用		10年後の数値目標	
		R6年度実績	目標
取組 17・18	施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	—	R11年度100%

5 安定した水源の確保

限りある水源

少ない国民一人当たりの降水量

日本は、世界でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジア東端に位置しています。日本の年平均降水量は約 1,670 ミリメートルで、世界の年平均降水量約 820 ミリメートルの約 2.0 倍となっています。しかし、国土が狭く人口が多いため、国民一人当たりにしてみると約 5,000 立方メートルであり、一人当たりの世界平均約 14,000 立方メートルの 3 分の 1 程度となり、諸外国に比べ必ずしも恵まれているというわけではありません。

また、日本の降水量には地域差があり、東京都が位置している関東臨海地域の年平均降水量は約 1,660 ミリメートルで、全国平均を下回っています。

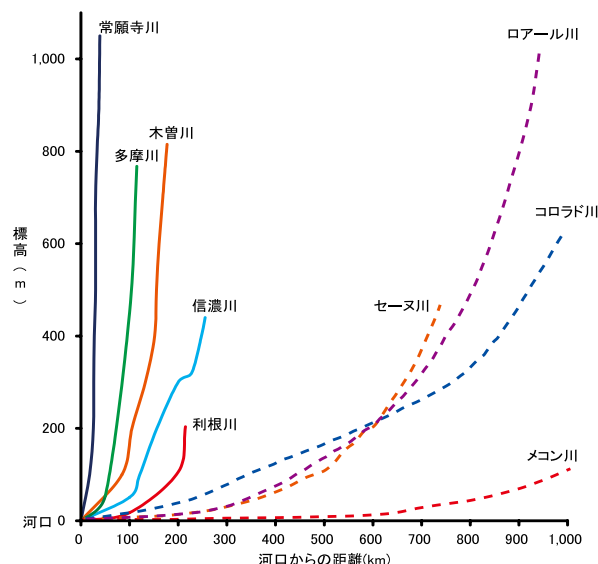
水を利用する上でも不利な条件

日本の地形は急しゅんなため、河川の流域が狭く、こう配も急です。このため、河川の流量の変動が激しく、雨が降ると急増し、雨がやむとたちまち減少してしまいます。

また、日本の気象特性から、河川の流量は梅雨期、台風期及び雪解けの時期に多く、季節によって大きな開きがあります。

こうしたことから、日本は、水利用を図るには不利な条件にあるといえます。

世界と日本の河川縦断こう配



高橋裕「河川工学」(東京大学出版会/1990年)から作成
ただし、多摩川については、国土交通省の資料から作成

東京の水道水源

多摩川から利根川へ

東京都の水源は、ほとんどが河川水で、80 パーセントが利根川水系及び荒川水系、17 パーセントが多摩川水系です。

これまで 100 年余りにわたり、東京の水道は増加し続ける水道需要を懸命に支えてきましたが、これは、水源についても同様です。

昭和 30 年代までは、水源の多くを多摩川水系に依存してきましたが、その後、急激な需要の増加に対応するため、利根川水系の水資源開発に合わせて、利根川水系への依存度を高めてきました。

水源の現状

現在、東京都の保有する水源量は、日量約 680 万立方メートルとなっています。

しかしながら、地球温暖化に伴う気候変動により、気温の上昇や降水日数の減少、大雨の頻度の増加などの影響が発生しています。日本の年平均気温は、既に 100 年当たり 1.4℃の割合で上昇しており、21 世紀末には 20 世紀末と比較して最大約 4.5℃上昇することが予測されています*。

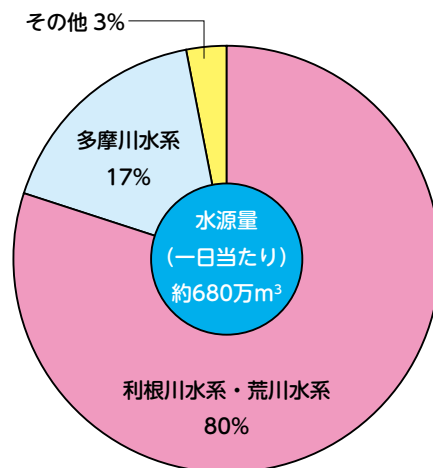
※文部科学省・気象庁「日本の気候変動 2025」より

将来、気候変動の進行により、大幅な積雪量の減少や融雪時期の早期化が起されば、農業用水の需要期に河川流量が減少するため、今まで以上にダムからの水の補給が必要になります。また、早期に流出する融雪水は、ダムが満水状態に達すると、貯留されず、そのまま放流（無効放流）される可能性があります。

さらに、無降水日数（日降水量 1.0mm未満）の増加が予測されるなど、これまで経験したことの無い厳しい渇水の発生も考えられます。

このような状況の中で、首都東京の安定給水を継続するため、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、水源の確保や安定化に努め、最大限活用していきます。

水系別比率



一方、ダム等の水源開発に協力をしていただいた水源地域の人々への感謝や、水の大切さ及び水を育む森林の大切さについての意識を高めてもらうため、水源地域の人々との相互の交流と認識を深めるなど、理解と協力が得られるよう可能な限りの努力をしています。

また、水道局自らが節水型都市の形成に向けて諸施策を積極的に進めています（内容は 36 及び 37 ページ参照）。

水源の有効活用

現在の水源状況の中で安定給水を確保していくために、水道局では次のような水源の有効活用を図っています。

利根川と多摩川との原水の相互融通

利根川・荒川系の原水を荒川から取水し、東村山浄水場に揚水するとともに、多摩川系の原水を自然流下により朝霞浄水場へ補給できるようにし、原水の相互融通を行っています。

通常は主に利根川及び荒川の水を利用して、小河内貯水池など多摩川系の水は貯水に努めつつ必要な分を利用していますが、利根川・荒川水系の水質事故時や渇水時などにおいては、多摩川の水を利用するなど、原水の効率的な運用を図っています。



主なダム・貯水池の工期、費用等

名称	有効貯水容量 (万㎡)	総事業費 (億円)	完成年度 (工期)	移転した家 (戸)
小河内貯水池	18,540	151	昭和 32 (20 年)	945
矢木沢ダム	17,580	119	昭和 42 (9 年)	1
下久保ダム	12,000	202	昭和 43 (10 年)	321
草木ダム	5,050	496	昭和 51 (12 年)	230
渡良瀬貯水池	2,640	821	平成 2 (18 年)	0
奈良俣ダム	8,500	1,353	平成 2 (18 年)	0
浦山ダム	5,600	1,833	平成 10 (27 年)	50
滝沢ダム	5,800	2,300	平成 22 (42 年)	112
ハッ場ダム	9,000	5,320	令和元 (53 年)	470



小河内ダム



ハッ場ダム（出典：国土交通省）



水道水源林

水道局が管理する水道水源林は、多摩川の上流、山梨県甲州市、同県北都留郡丹波山村及び小菅村並びに東京都西多摩郡奥多摩町にまたがる、東西約 31 キロメートル、南北約 20 キロメートルに及ぶ 25,868 ヘクタール（23 区の面積の 41 パーセントに相当）の広大な面積を有する森林で、羽村取水堰せき上流の多摩川流域面積の 53 パーセントに相当します。

森林は、落ち葉などによる有機物の供給が豊富で、その堆積物の腐食や小動物の活動により、保水力の高い団粒構造の発達したスポンジ状の良い土壌を形成しており、水源地に欠かせない次の機能を持っています。

(1) 水源かん養機能

森林は、降り注いだ雨を土壌に蓄え、ゆっくりと川へ流出させることで、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、雨が地中を浸透する間に空気中で付着したちりなどが取り除かれ、きれいな水になります。

(2) 土砂流出防止・土壌保全機能

森のふかふかな土壌は雨水を素早く浸透させ、土の流出を防ぎます。また、樹木の根が地面をしっかりと押さえるため、土砂災害が起きにくくなります。

水道局では、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第12次水道水源林管理計画に基づき、間伐・枝打等の保育作業を行うことで、多様な樹種・樹齢・樹高で構成される森林を育成することにより、水源かん養機能等を最大限発揮させ、将来にわたり良質で安定的な水資源の確保及び小河内貯水池の保全を図ります。

また、令和8年3月には、「みんなでつくる水源の森プロジェクト」を策定しました。このプロジェクトでは、水源地の役割や重要性を都民や企業に理解していただき、こうした方々と一層の連携を図っていくため、「知る」「触れる」「協働」を取組の柱として、水道水源林ポータルサイト「みずふる」の拡充や、学生による森林保全活動の促進、企業と連携した森づくりの充実などの取組を進めています。

水道水源林の広がり



水道水源林ポータルサイトみずふる

水道水源林の魅力を発信し、より多くの方々とコミュニケーションを図るため、令和4年3月に開設しました。

水道水源林に関する情報が集約され、動画をはじめとする様々なコンテンツを通じて、いつでも、どこでも、水道水源林の魅力に触れ、楽しめるサイトです。



水源・取水・導水施設

ダムや貯水池等の水源施設は、雨水や雪解け水をためておくことにより、降水量の季節的変化や水道需要の変動に応じて、河川流量を調節する役割を持っています。

東京の水源施設等は、多摩川水系と利根川水系及び荒川水系とに大別できます。多摩川水系施設は水道局が直接管理し、利根川水系及び荒川水系施設は国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理しています。

多摩川水系施設

(1) 貯水池

小河内貯水池は、東京都西多摩郡奥多摩町の多摩川本流にあり、水道専用としては我が国最大級の規模です。

山口貯水池及び村山上・下貯水池は、東京都と埼玉県とにまたがる狭山丘陵を利用して造られた貯水池です。小作取水堰や羽村取水堰から取水した水をため、東村山浄水場及び境浄水場へ送っています。

各貯水池のあらまし

名称	有効貯水容量(万 m^3)	型式	堤高(m)	堤頂長(m)	完成年度	所在地
小河内貯水池(奥多摩湖)	18,540	重力式コンクリートダム	149	353	昭和32	東京都西多摩郡奥多摩町・山梨県北都留郡小菅村・丹波山村
山口貯水池(狭山湖)	1,953	アースダム	34	716	昭和8	東京都武蔵村山市・瑞穂町・埼玉県所沢市・入間市
村山(多摩湖)	上貯水池		24	318	大正12	東京都東大和市・武蔵村山市
	下貯水池		35	610	昭和元	東京都東大和市・東村山市

注 平成14年11月に山口貯水池、平成20年11月に村山下貯水池、令和5年8月に村山上貯水池の堤体強化工事が完成しました。

各取水堰のあらまし

名称	構造		完成年度	所在地
	幅(m)	型式		
小作取水堰	130	可動堰	昭和55	東京都羽村市
羽村取水堰	380	固定堰	明治33	東京都羽村市
		投渡堰		

(2) 取水堰

取水堰は、原水の取入口であり、河川の流量変化に注意しながら取水量を総合的に管理する役割を果たしています。

利根川・荒川水系施設

(1) ダム・貯水池

利根川上流には貯水池・ダムが9か所あり、いずれも、都市用水（水道用水及び工業用水）、農業用水などのための多目的ダムです。この中で、東京都が都市用水として利用しているのは、矢木沢ダム、下久保ダム、草木ダム、奈良俣ダム、ハッ場ダム及び渡良瀬貯水池の6か所です。

また、荒川については、東京都は、荒川貯水池、浦山ダム及び滝沢ダムを利用しています。



矢木沢ダム（出典：水資源機構）

各貯水池のあらまし

名称	有効貯水容量 (万m ³)	型 式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	完成年度	所在地
矢木沢ダム（奥利根湖）	17,580	アーチ式コンクリートダム	131	352	昭和 42	群馬県利根郡みなかみ町
下久保ダム（神流湖）	12,000	重力式コンクリートダム	129	605	昭和 43	埼玉県児玉郡神川町 群馬県藤岡市
草木ダム（草木湖）	5,050	重力式コンクリートダム	140	405	昭和 51	群馬県みどり市
奈良俣ダム（ならまた湖）	8,500	ロックフィルダム	158	520	平成 2	群馬県利根郡みなかみ町
ハッ場ダム（ハッ場あがつま湖）	9,000	重力式コンクリートダム	116	291	令和元	群馬県吾妻郡長野原町
渡良瀬貯水池（谷中湖）	2,640	堀込式貯水池	—	—	平成 2	栃木県栃木市・下都賀郡野木町、群馬県邑楽郡板倉町、埼玉県加須市
荒川貯水池（彩湖）	1,060	堀込式貯水池	—	—	平成 8	埼玉県さいたま市・和光市・戸田市
浦山ダム（秩父さくら湖）	5,600	重力式コンクリートダム	156	372	平成 10	埼玉県秩父市
滝沢ダム（奥秩父もみじ湖）	5,800	重力式コンクリートダム	132	424	平成 22	埼玉県秩父市

(2) 堰及び導水路

利根大堰で取水した水は、武蔵水路を通じて東京都や埼玉県の都市用水として利用するほか、農業用水として見沼代用水、埼玉用水及び邑楽用水の3用水路に供給しています。秋ヶ瀬取水堰で取水した水は、朝霞水路を通じて朝霞浄水場等に送っています。

利根川河口堰は、堰の操作で海水の逆流による塩害の発生を防止するとともに、ためた水を水道用水等に利用しています。

北千葉導水路は、利根川と江戸川を連絡し、水道用水等の供給のほか、洪水の防止、手賀沼の水質浄化の役割を果たしています。

各堰・導水路のあらまし

名 称	構 造	完成年度	所在地
利根大堰	幅 692m、可動堰	昭和 42 (平成 9、令和 5 (改築))	群馬県邑楽郡千代田町 埼玉県行田市
武蔵水路	延長 14,522m、開水路	昭和 42 (平成 27 (改築))	埼玉県行田市～鴻巣市
秋ヶ瀬取水堰	幅 127m、可動堰	昭和 40 (令和 5 (改築))	埼玉県志木市
朝霞水路	延長 2,296m、暗きょ	昭和 40 (昭和 56、令和 5 (改築))	埼玉県志木市～朝霞市
利根川河口堰	幅 834m、可動堰	昭和 46	千葉県香取郡東庄町 茨城県神栖市
北千葉導水路	延長 28,500m、暗きょ・開水路	平成 11	千葉県我孫子市～松戸市



秋ヶ瀬取水堰（出典：水資源機構）



利根川の水を荒川に送る武蔵水路（出典：水資源機構）

6 安全でおいしい水づくり

水質管理

水道水の水質は、水道法に基づく水質基準に適合することが求められており、水道局では、常に水道水の水質を良好に保つよう、水源から蛇口に至るまで、きめ細かく水質管理を行っています。

「TOKYO 高度品質プログラム」の運用

水道局では、安全でおいしい高品質な水を安定して供給するため、WHO が提唱する水安全計画によるリスクマネジメントに加え、ISO9001 に準じた高度な品質管理及び ISO/IEC17025 に保証された精度の高い水質検査の三者を一体とした総合的な水質管理手法「TOKYO 高度品質プログラム」を運用しています。これにより、水道水の水質に悪影響を及ぼす要因等に迅速に対応できる危機管理体制を構築するとともに、浄水場における品質管理を徹底しています。さらに、水道水の高い安全性と品質の高さを、国際規格に基づく信頼性の高い手法で確認しています。これを着実に運用することにより、より高いレベルの水道水の安全性とおいしさの実現を図っています。

水源地での水質検査

関東地方のほぼ全域に及び河川・湖沼の約 70 か所の調査地点で、おおむね月 1 回検査を行い、水源の水質状況を監視しています。

また、水質異常の早期発見のため、水質試験車を使って定期的にパトロールを行っています。

浄水場、給水栓等での水質検査

浄水場では、浄水処理の各工程において水質検査を行っています。そして、水質に応じた浄水処理を行うことで、水質基準に適合した安全な水道水をつくっています。

また、魚を用いた検知用水槽や自動水質計器により 24 時間水質を監視し、水道水の安全確保に万全を期しています。さらに、都内 131 か所の給水栓（蛇口）において、自動水質計器を設置して残留塩素等を常時監視するとともに、定期的に精密試験を行い、水道水の安全性を何重にもチェックしています。



水質センターでの水質検査

おいしさに関する水質目標の管理

水道水のカルキ臭を引き起こす残留塩素やトリクロロアミン、かび臭原因物質や有機物等 8 項目について、国が定めた水質基準等より高いレベルの「おいしさに関する水質目標」を東京都独自に設定し、目標達成のための取組を行っています。

おいしさに関する水質目標

区分	項目		単位	国が定めた水質基準等	設定する目標		令和 7 年度の達成率
					水質目標値 ^(注1)	目標値の目安	
におい	カルキ臭	残留塩素	mg/L	1.0 以下 0.1 以上	0.4 以下 0.1 以上	ほとんどの人が消毒用の塩素のにおい（カルキ臭の一種）を感じない	86.2%
		トリクロロアミン	mg/L	-	不検出 ^(注3)	ほとんどの人がカルキ臭を感じない	100%
	臭気強度（TON）		-	3 以下	1 未満（臭気なし）	異臭味（カルキ臭を除く）を感じない	100%
	かび臭原因物質	2-メチルイソボルネオール	ng/L ^(注2)	10 以下	不検出 ^(注3)	かび臭を感じない	100%
		ジオスミン	ng/L ^(注2)	10 以下	不検出 ^(注3)		100%
味	有機物（TOC）		mg/L	3 以下	1 以下	不快な味を感じない	100%
外観	色度		度	5 以下	1 以下	色や濁りがわからない	100%
	濁度		度	2 以下	0.1 以下		100%

(注1) 上記の目標値は給水栓の値である。

(注2) 1ng（ナノグラム）は 1mg の百万分の一である。

(注3) 不検出とは、トリクロロアミンでは 0.02mg/L 未満、2-メチルイソボルネオール及びジオスミンでは 3ng/L 未満であることを表す。

水質の見える化

お客さまの水質に対する満足度向上のため、水道水の水質や安全性などの情報を分かりやすく発信する取組を推進しています。この取組の一環として、上記の「おいしさに関する水質目標」に加え、水道水の高い安全性をお客さまに御理解いただき、安心して御利用いただけるよう「あんぜん・あんしん水質指標」を示しています。

将来に向けての調査・研究

今後、気候変動に伴う原水水質の変化が懸念されるため、新しい処理技術等について調査・実験を行い、将来にわたって安全でおいしい水が確保できるように努めています。

あんぜん・あんしん水質指標の7項目

	項目名	目標	令和7年度達成状況
満たすことが 必須の項目	水質基準適合率	全ての水質基準 51 項目において、基準値を下回っていること	
	残留塩素安全確保率	残留塩素が 0.1mg/L 以上含まれており、塩素消毒が十分にされていること	
都の独自目標	放射性物質不検出率（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137）	3 種の放射性物質が不検出	
	農薬類不検出率	農薬類が不検出	
	総トリハロメタン目標達成率（トリハロメタン 4 物質の合計）	水質基準の 50% 以下と、高い水準で水質基準値をクリア	
	有害金属目標達成率（水銀、鉛等 6 項目）	6 項目全てにおいて、水質基準の 50% 以下と、高い水準で水質基準値をクリア	
	有害有機物目標達成率（ベンゼン、トリクロロエチレン等 7 項目）	7 項目全てにおいて、水質基準の 50% 以下と、高い水準で水質基準値をクリア	

※放射性物質、農薬類は浄水場出口での検査結果、それ以外は蛇口での検査結果から目標達成率を算出

※有害金属 6 項目は、カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム

※有害有機物 7 項目は、四塩化炭素、シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

水質基準等

(1) 水質基準項目 52 項目

水道水は、水道法第 4 条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。

項目	基準値	備考
1 一般細菌	100 個 /mL 以下	病原生物による汚染の指標
2 大腸菌	検出されないこと	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	無機物・重金属
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	一般有機物
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
20 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	0.00005mg/L 以下	消毒副生成物
21 ベンゼン	0.01mg/L 以下	
22 塩素酸	0.6mg/L 以下	
23 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	
24 クロロホルム	0.06mg/L 以下	
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	
26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	
27 臭素酸	0.01mg/L 以下	
28 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	
29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	消毒副生成物
30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	
31 ブロモホルム	0.09mg/L 以下	
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	着色
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	
35 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	味
36 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	
39 塩化物イオン	200mg/L 以下	味
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	
41 蒸発残留物	500mg/L 以下	発泡
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	
43 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡
46 フェノール類	0.005mg/L 以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	味
48 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
49 味	異常でないこと	基礎的性状
50 臭気	異常でないこと	
51 色度	5 度以下	
52 濁度	2 度以下	



(2) 水質管理目標設定項目 26 項目

水道水中に検出される可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」により定められています。

項 目	目標値	備 考
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	無機物・ 重金属
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)	
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	一般有機物
8 トルエン	0.4mg/L 以下	
9 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	
10 亜塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒 副生成物
12 二酸化塩素	0.6mg/L 以下	消毒剤
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	消毒 副生成物
14 抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	消毒 副生成物
15 農薬類 (注 1)	1 以下 (注 2)	農薬
16 残留塩素	1mg/L 以下	臭気
17 カルシウム、マグネシウム 等 (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	味
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	着色
19 遊離炭酸	20mg/L 以下	味
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	臭気
21 メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02mg/L 以下	
22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	味
23 臭気強度 (TON)	3 以下	臭気
24 蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	味
25 濁度	1 度以下	基礎的性状

26	pH 値	7.5 程度	腐食
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、 極力 0 に近づける	
28	従属栄養細菌	2000 個 /mL 以下 (暫定)	水道施設の 健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	着色

(注 1) 農薬類は、115 の農薬リストから水源地域の使用時期や状況を勘案して必要な農薬を選定し、検査結果を総合的に評価する。
(注 2) 農薬類の目標値は、各農薬の検出値をそれぞれ目標値で除した値を合計し、その合計値が 1 以下であることを示す。
(注 3) 4、6 及び 11 は水質基準項目に移行され、7 は水質管理目標設定項目から削除されたことから、4 項目が欠番になっている。



鉛製の給水管をお使いのご家庭では

水道水は、通常の使用状態では厚生労働省の水質基準に適合しており問題ありませんが、管の中に長時間滞留すると水質基準を超える鉛が溶け出すことがあります。

朝一番に水道水を使うときや、しばらく水道水を使わなかったときは、念のため飲用する前にバケツ 1 杯程度の水を散水など飲用以外にお使いください。

浄水場

河川などから取水した水 (原水) を安心して飲むことができる水道水にするため、浄水処理を行っているのが浄水場です。水道水の製造工場とも言えます。水道局の浄水場は、1 日 684 万立方メートルの水道水をつくることのできる施設能力を持っています。

() 内は各浄水場の施設能力

金町浄水場 (日量 150 万立方メートル)

江戸川から取水しており、かび臭対策として昭和 59 年度から粉末活性炭処理を行っています。

また、平成 4 年 6 月からは、オゾンと生物活性炭を使った高度浄水処理を導入しました (第一期施設)。続いて、平成 8 年 4 月に第二期施設が、平成 25 年 4 月に第三期施設が稼働し、現在、日量 150 万立方メートルの全量に高度浄水処理を導入しています。

三郷浄水場 (日量 110 万立方メートル)

金町浄水場と同様に、江戸川から取水しています。

金町浄水場に続き、平成 11 年 3 月からオゾンと生物活性炭を使った高度浄水処理を導入し (第一期施設)、平成 25 年 10 月に稼働した第二期施設と合わせ、現在、日量 110 万立方メートルの全量に高度浄水処理を導入しています。

朝霞浄水場（日量 170 万立方メートル）

利根川及び荒川の水を、秋ヶ瀬取水堰から取水しています。

また、東村山浄水場との間に原水連絡管を設置し、利根川及び荒川の水に加え、多摩川の水も利用できるようにしています。

金町浄水場及び三郷浄水場に続き、平成 16 年 11 月からオゾンと生物活性炭を使った高度浄水処理を導入し、平成 26 年 3 月に稼働した第二期施設と合わせ、現在、日量 170 万立方メートルの全量に高度浄水処理を導入しています。

三園浄水場（日量 30 万立方メートル）

朝霞浄水場と同様に、利根川及び荒川の水を秋ヶ瀬取水堰から取水しており、平成 19 年 10 月から高度浄水処理を導入しています。

東村山浄水場（日量 126.5 万立方メートル）

多摩川水系の貯水池から自然流下で原水を取水しており、この高低差が持つエネルギーを活用した水力発電施設が平成 13 年度に稼働し、浄水場で消費する電力の一部を賄っています。

さらに、浄水場が比較的高い標高に位置しているため、送水の大半を自然流下で行うことができます。

また、朝霞浄水場との間に原水連絡管を設置し、多摩川の水だけでなく、利根川及び荒川の水を利用することができ、平成 22 年 3 月から、利根川及び荒川の取水量の全量を処理できる規模の高度浄水処理（日量 88 万立方メートル）を導入しています。

【浄水場の施設概要】

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

水 系	浄水場	施設能力 (㎡ / 日)	比 率 (%)		処 理 方 法
			浄水場別	水系別	
利根川・荒川水系	金 町	1,500,000	21.9	80.1	急速ろ過方式・高度浄水処理 (150 万㎡)
	三 郷	1,100,000	16.1		急速ろ過方式・高度浄水処理 (110 万㎡)
	朝 霞	1,700,000	24.8		急速ろ過方式・高度浄水処理 (170 万㎡)
	三 園	300,000	4.4		急速ろ過方式・高度浄水処理 (30 万㎡)
	東村山	880,000	18.5		急速ろ過方式・高度浄水処理 (88 万㎡)
385,000		17.0		急速ろ過方式	
多摩川水系	小 作		280,000	4.1	急速ろ過方式
	境		315,000	4.6	緩速ろ過方式
	砧		114,500	1.7	緩速ろ過方式・膜ろ過方式
	砧 下		70,000	1.0	緩速ろ過方式・膜ろ過方式
相模川水系	長 沢	200,000	2.9	2.9	急速ろ過方式
計		6,844,500	100.0	100.0	—

これらの施設の中には、老朽化等により、施設能力が低下しているものがあります。



浄水の仕組み

浄水場では、河川などから取り入れた水を、水道法に基づく水質基準に適合した安全でおいしい水道水にします。通常は、沈殿、ろ過及び消毒の3段階の浄水処理を行っています。

また、ろ過方式は、急速ろ過法、緩速ろ過法及び膜ろ過法の三つに分けられます。

沈殿

水を緩やかに流したり、薬品（凝集剤）を使ったりして、水中に含まれる細かな砂などの濁質を沈めて取り除きます。

ろ過

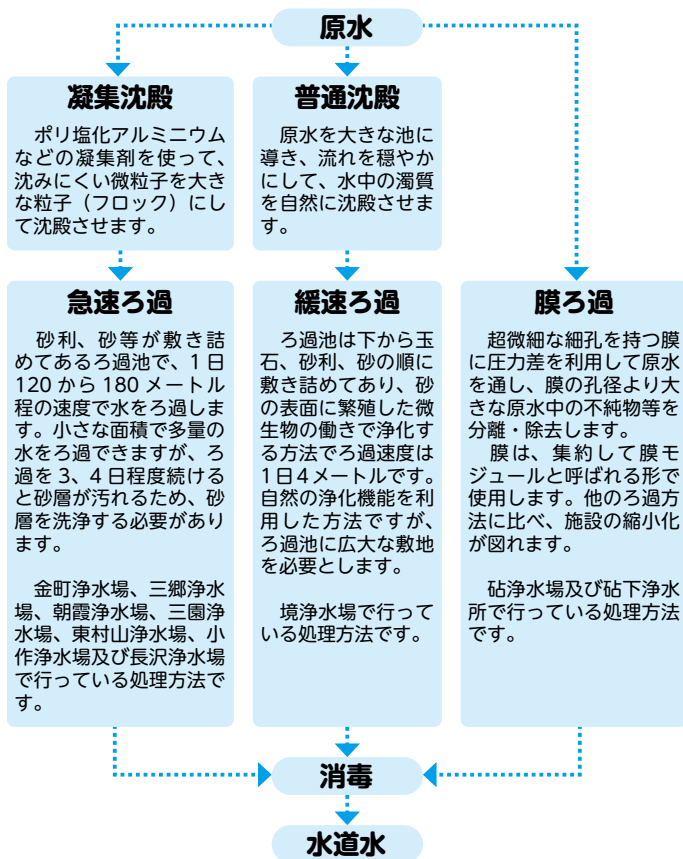
沈殿では取り除けなかった水中の微粒子や微生物などを、砂などを敷き詰めたろ過層やろ過膜を通すことによって取り除きます。

消毒

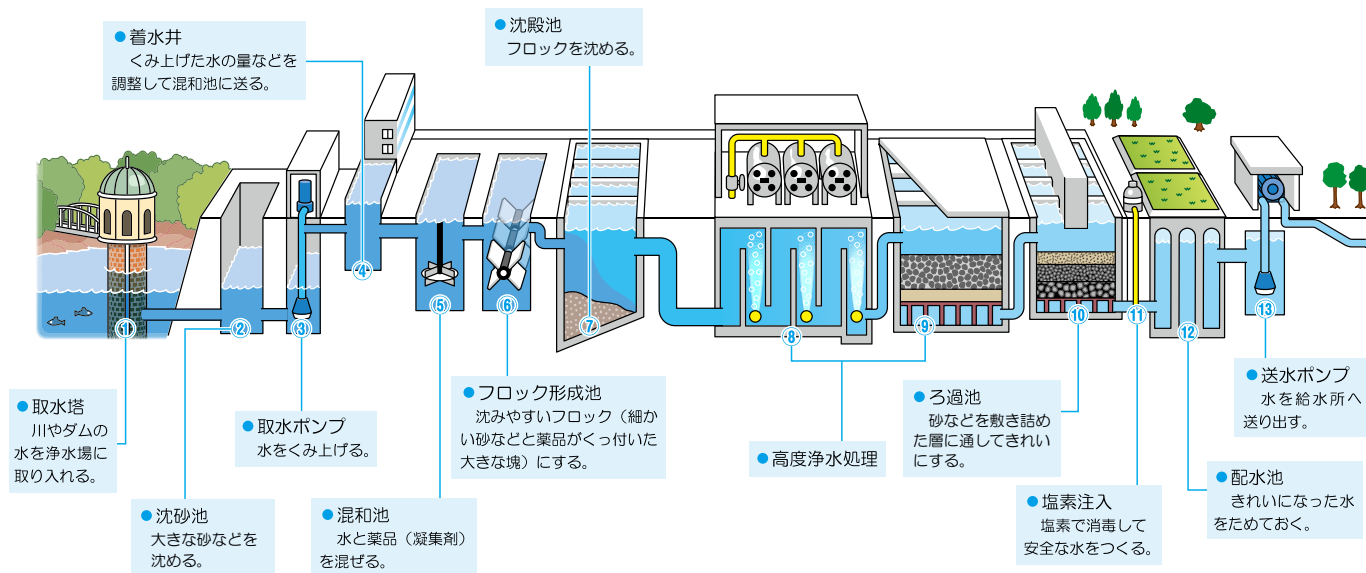
ろ過した水を、塩素で消毒します。水道水の衛生を保つため、蛇口で遊離残留塩素を1リットル当たり0.1ミリグラム以上保持することが法令で定められており、浄水場で塩素の注入量を適時調整しています。

水道局では、都内の給水栓に設置した自動水質計器により、必要かつ十分な消毒効果が保たれるよう、遊離残留塩素を監視・制御しています。

浄水の方法



一般的な浄水処理の仕組み（急速ろ過法）



高度浄水処理

高度浄水処理とは、通常の浄水処理では十分に対応できないかび臭原因物質、カルキ臭の元となるアンモニア態窒素などの除去を目的に行う処理であり、水道局では、凝集沈殿と急速ろ過との間に、オゾン処理及び生物活性炭吸着処理を組み込んでいます。

水道局では、利根川水系の全浄水場（金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場、三園浄水場及び東村山浄水場）において、高度浄水処理の導入を着実に進め、平成 25 年度までに施設整備を完了しています。これらの浄水場では、利根川水系の取水量の全量を高度浄水処理し、より安全でおいしい水をお届けしています。



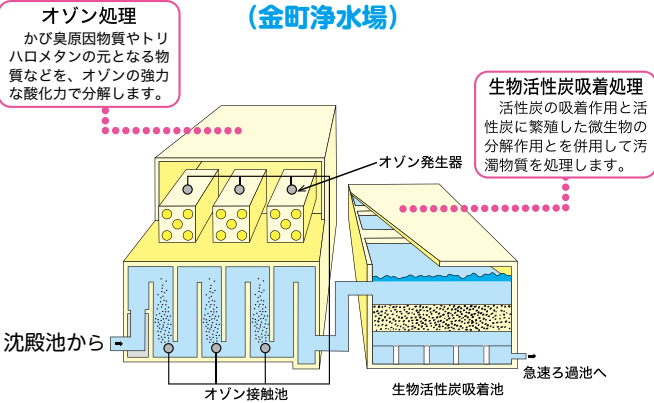
オゾン接触池

高度浄水処理の導入経過

	浄水場施設能力 (万㎡ / 日)	高度浄水施設	
		完成年月	導入規模 (万㎡ / 日)
金町浄水場	150	(一期) 平成 4 年 6 月 (二期) 平成 8 年 4 月 (三期) 平成 25 年 4 月	150
三郷浄水場	110	(一期) 平成 11 年 3 月 (二期) 平成 25 年 10 月	110
朝霞浄水場	170	(一期) 平成 16 年 11 月 (二期) 平成 26 年 3 月	170
三園浄水場	30	平成 19 年 10 月	30
東村山浄水場	88 (126.5)	平成 22 年 3 月	88

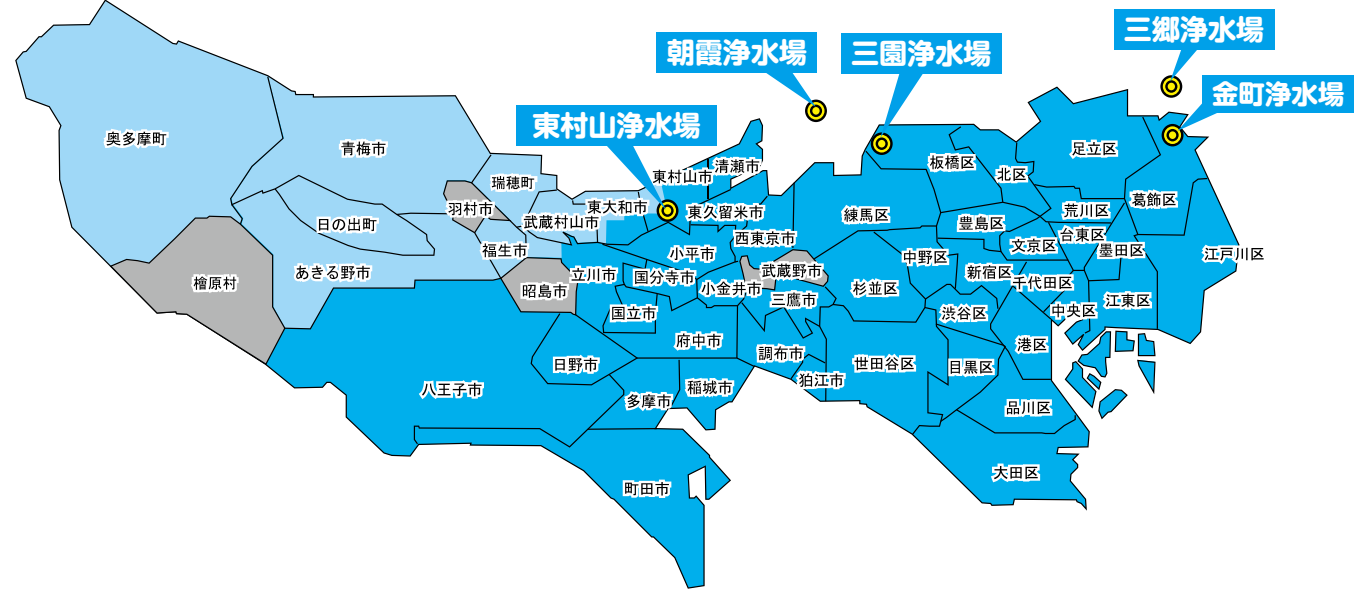
注 東村山浄水場は、利根川水系原水と多摩川水系原水の両方を処理している。
() 内の数値は、利根川水系原水と多摩川水系原水の合計

高度浄水処理の仕組み (金町浄水場)



広報映像
なかよくランチ編
(高度浄水処理の紹介)

< 高度浄水の供給区域 >



凡例 ■ 利根川系から 100% の高度浄水が供給される区域 (一部供給の区域を含む。)
■ 原水が良好なため高度浄水処理を必要としない区域
■ 都営水道を利用していない区域

※高度浄水の給水区域は渇水等の事情により変わります。
(令和 8 年 3 月末現在)

残留塩素の低減化

(1) 残留塩素の適正な管理

水道局では「おいしさに関する水質目標」を独自に定め、残留塩素濃度を 0.1 ミリグラム / リットル以上 0.4 ミリグラム / リットル以下としています。この目標を達成するため、都内 131 か所の自動水質計器により日々の水質をチェックし、残留塩素の適正な管理を実施しています。今後、自動水質計器を増設し、モニタリングを充実させることで、より厳密な管理を進めていきます。

(2) 給水所における追加塩素の注入

水道水を各地域へ送る拠点である給水所に、塩素を追加注入できる設備を整備することで浄水場での塩素注入量を低減し、浄水場からの距離にかかわらず、残留塩素濃度が適切に保たれた水道水を供給しています。

水道管の計画的な取替え

計画的に水道管を新しいものに取り替え、安全でおいしい水をそのままお客さまへお届けしていきます。

貯水槽水道の適正管理

水道局では、平成 16 年度から給水区域内の全ての貯水槽水道を対象に、点検調査を実施し、改善等について、指導・助言を行っています。

今後も点検調査等を行うことで、適正管理の更なる徹底を図っていきます。

直結給水化の推進

近年の新築建物では、9 割程度直結給水方式が採用されています。

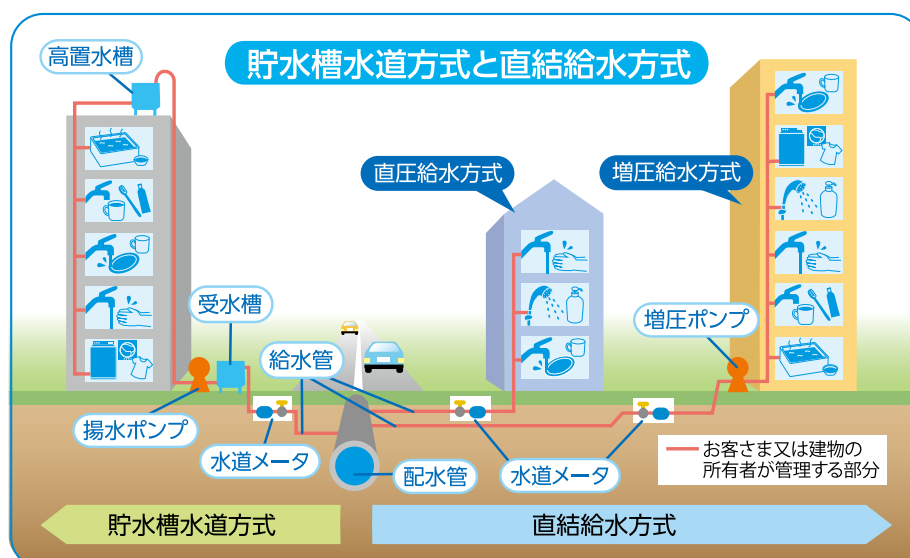
既存の貯水槽水道方式から、直結給水方式への切替えに向け、以下の支援策を積極的に推進しています。

(1) 直結給水方式への切替えに伴う給水管増径工事の実施

貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに際して、道路部分からメータまでの給水管を現状より太くしなければならない場合に、増径工事を水道局が施行しています。

(2) 資金調達への支援

マンション等で直結給水方式への切替え工事を行う際の工事費用の資金調達の支援として、管理組合向け融資取扱金融機関を紹介しています。



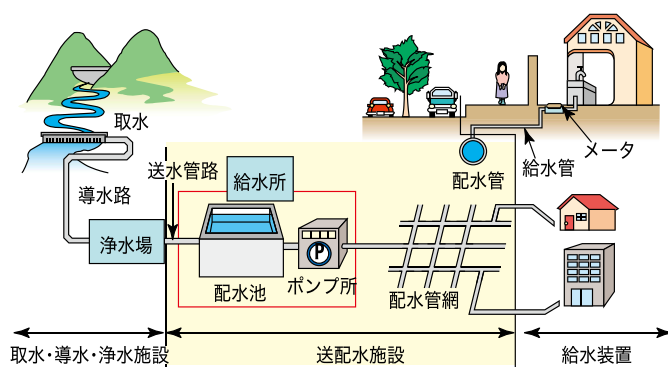
8 安定給水を目指して

施設の老朽化や災害、気候変動といった直面する様々な課題やリスクに適切に対応し、将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給することが東京水道の使命です。

そのためには、高い安全度を備えた水道システムの構築が必要であり、引き続き、給水所や配水管等の施設整備が必要となります。

水道局では、より一層の安定給水を確保するため、計画的な施設整備を進めています。

水道システム概念図



給水所

給水所は、浄水場から送られてきた水をためて、配水区域内に水を配る施設です。配水池とポンプ設備を持ち、水道使用量の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切替えなどを行います。

また、震災時等には、周辺地域のお客さまへの給水拠点となります。

常に安定した給水を行うには、事故時や震災時にも対応可能な配水池容量を確保するとともに、地域的にバランスの取れた給水所の配置が必要です。そこで、配水区域における計画一日最大配水量の12時間分以上の配水池容量を確保することを目標に、給水所の新設や既存施設の増強を図っています。

配水管

配水管は、給水所から配水区域に水を配るために布設した水道管のことです。その延長は令和8年3月末現在で27,639キロメートルあり、地球の約3分の2周の長さに相当します。

水道局では、清浄な水道水をお客さまに必要な量と適正な圧力で送り届けられるよう維持管理を行っており、古くなった管を計画的に取り替えています。新たに埋設される管には、地震時に抜け出しにくい構造となっている「耐震継手管」を採用し、耐震性の強化を図っています。

震災時において、断水被害を最小限にとどめるため、

避難所や主要な駅等の重要施設への供給ルートへの耐震継手化の取組みを進め、令和4年度末に概成しました。

引き続き、断水被害の一層効果的な軽減に向けて、都の被害想定で震災時の断水率の高い地域の耐震継手化や、配水小管網の上流側に位置する地域配水の骨格管路の耐震継手化を重点的に進めています。

配水施設概要

(令和8年3月末現在)

		区 部	都営水道 26市町	計
配水管 (km)	配水本管	1,731.2	851.8	2,583.0
	配水小管	15,155.4	9,900.2	25,055.6
	計 (km)	16,886.6	10,752.0	27,638.6

※端数調整により、合計値が合わないことがある。

給水管

給水管は、各家庭などに水を供給する管で、お客様の管理となっています。このうち私道では、給水管が多数引き込まれることによる水圧低下や、塩化ビニル管の老朽化に伴う漏水が課題となっています。

このため、平成6年から給水管が3本以上布設されている私道に対して、配水管を布設し、給水管を整理統合する事業を開始しました。その後も順次、要件を緩和して整備を進めてきましたが、東日本大震災時では漏水の多くがビニル管であったため、さらに要件を拡大し、給水栓が2栓以下の私道では、給水管のステンレス化を実施しています。

水運用センター

水運用センターでは、小河内貯水池から配水管までの効率的な水運用を行うため、浄水場や給水所及び配水管等の各種データを収集し、24時間体制で適切な水量及び水圧となるよう様々な調整を行っています。

また、収集したデータから異常を検知するシステムを用いて、事故を早期に発見し、迅速に対応を行うことで安定給水の確保に努めています。

水道サービスの基本は、安全でおいしい水を常に安定して供給することにあります。同時に、日常的なサービスの向上も重要な施策の一つです。お客さまの価値観の多様化が進む中、これまで以上に、お客さまの立場に立ったサービスの向上が求められています。

水道局では、お客さまセンターの開設や東京都水道局アプリによる受付、口座割引制度の導入、クレジットカード払いの導入、スマートフォン決済の導入などを実施し、お客さまのニーズをより一層反映した質の高いサービスの提供に努めています。

また、水道事業に対する理解を深め、水道水に親しんでいただくために、イベントを開催しているほか、PR 施設（42 ページ）の運営等を行っています。

水道料金

水道料金の計算方法

【計算式】（基本料金 + 従量料金）× 消費税率（1 円未満の端数は切り捨てます。）

【計算事例】呼び径 20 ミリメートルで 1 か月 24 立方メートル使用した場合の料金

（基本料金 1,170 円 + 従量料金 2,042 円）× 1.10 = 3,533 円（令和元年 12 月分以降の場合）

〈従量料金内訳〉

1~5㎥ @	0 円	×	5㎥ =	0 円
6~10㎥ @	22 円	×	5㎥ =	110 円
11~20㎥ @	128 円	×	10㎥ =	1,280 円
21~24㎥ @	163 円	×	4㎥ =	652 円
小 計				2,042 円

※ 通常の場合は、2 か月に 1 度の請求ですので、使用水量を 2 分の 1 にし、1 か月ずつ料金を算出して合計してください。
なお、使用水量の 2 分の 1 の量に端数が生じたときは、その端数を一方の月に加えてください。

【東京都給水条例第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 に定める基本料金・従量料金（1 か月分）】【税抜き】

（平成 17 年 1 月 1 日から適用）

呼び径		基本料金	従量料金								
			1㎡ ～ 5㎡	6㎡ ～ 10㎡	11㎡ ～ 20㎡	21㎡ ～ 30㎡	31㎡ ～ 50㎡	51㎡ ～ 100㎡	101㎡ ～ 200㎡	201㎡ ～ 1,000㎡	1,001㎡ 以上
一般用	13mm	860 円	0 円	1㎡につき 22 円	1㎡につき 128 円	1㎡につき 163 円	1㎡につき 202 円	1㎡につき 213 円	1㎡につき 298 円	1㎡につき 372 円	1㎡につき 404 円
	20mm	1,170 円									
	25mm	1,460 円									
	30mm	3,435 円	1㎡につき 213 円						1㎡につき 298 円	1㎡につき 372 円	1㎡につき 404 円
	40mm	6,865 円									
	50mm	20,720 円	1㎡につき 372 円								
	75mm	45,623 円									
	100mm	94,568 円									
	150mm	159,094 円									
	200mm	349,434 円									
	250mm	480,135 円									
300mm 以上	816,145 円										
公衆浴場用		(40mm以上は 一般用に同 じ) 6,865 円	0 円	1㎡につ き 22 円	1㎡につき 109 円						

注 呼び径は、検針票などに記載されています。

（参考）下水道料金の計算方法（23 区）

【計算式】下記の表で算出した額×消費税率（1 円未満の端数は切り捨てます。）

【東京都下水道条例第 14 条に定める料金の料率（1 か月分）】【税抜き】

（平成 10 年 6 月 1 日から適用）

汚水の種類	料率								
	0㎥~ 8㎥	9㎥~ 20㎥	21㎥~ 30㎥	31㎥~ 50㎥	51㎥~ 100㎥	101㎥~ 200㎥	201㎥~ 500㎥	501㎥~ 1,000㎥	1,001㎥ 以上
一般汚水	560 円	1㎥につき 110 円	1㎥につき 140 円	1㎥につき 170 円	1㎥につき 200 円	1㎥につき 230 円	1㎥につき 270 円	1㎥につき 310 円	1㎥につき 345 円
浴場汚水	280 円	1㎥につき 35 円							

注 下水道使用量（汚水排出量）は、原則として、水道の使用量を下水道使用量としています。

下水道料金の徴収業務は、下水道局との協定により、水道局が行っています。

日割算定方式

月の途中において水道の使用開始、中止等をする際の水道料金の計算について、使用日数に応じて、基本料金と従量料金を日割により算定しています。

口座振替がお得です。

水道料金を口座振替でお支払になる場合は、1 か月当たり 50 円（年間 600 円）（税抜き）を割り引きます。
※ 預金残高不足等による再振替には適用されません。

クレジットカードが 利用できます。

事前に登録しますと、水道料金・下水道料金をクレジットカードによりお支払できます。
クレジットカードによるお支払には「口座割引」は適用されません。

スマートフォン決済が 利用できます。

請求書に記載されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取ると、水道料金・下水道料金を電子マネーによりお支払できます。

水道料金及び下水道料金の減免について

(1) 東京都給水条例・東京都下水道条例に種類が定められている減免

	対象	措置内容（減免額）	
		水道料金	（参考）下水道料金
東京都給水条例に基づく減免	生活保護世帯（生活扶助の受給世帯）	基本料金 （給水管の呼び径が 30mm 以上のものについては基本料金と 1 か月当たり 5m ³ までの使用水量に係る従量料金との合計額）	1 か月当たり 8m ³ 以下の汚水排出量に係る料金
	児童扶養手当受給者		
	特別児童扶養手当受給者		

(2) その他の減免

〈水道料金については令和 11 年 3 月 31 日まで、下水道料金については令和 13 年 3 月 31 日まで減免措置を行うもの〉

- (1)の対象になっている方（(1)減免に加え 1 か月当たり 10 立方メートルまでの従量料金の減免を行います。）
- 生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」のいずれかを受給されている方
- 公衆浴場営業 ○社会福祉施設 ○めっき業
- 用水型皮革関連企業
- 中国残留邦人等支援給付受給者（適用期限は異なります。）

〈令和 13 年 3 月 31 日まで下水道料金のみ減免措置を行うもの〉

- 老齢福祉年金（みどり色の手帳の国民年金証書）を受給され、給水契約等の名義人となられている方
- 医療施設 ○染色整理業
- 次の生活関連業種
 - パン製造小売業 / クリーニング業 / 魚介類小売業 / 豆腐製造小売業 / 日本そば店 / 中華そば店 / めん類製造業 / 野菜小売業 / かまぼこ水産加工業 / こんにゃく製造業 / 民生食堂・大衆食堂 / 食肉小売業 / 大衆すし店 / あん類製造業 / ソース製造業 / つけ物製造業 / そうざい製造業 / つくだ煮製造業 / ハム・ソーセージ製造業 / 水産物仲卸業 / 簡易宿所営業等 / 理容業 / 美容業

措置内容（減免額）は、それぞれ異なりますので、水道局ホームページをご覧ください。

注 上記の下水道料金の減免措置は、23 区内で下水道を使用されているお客さまが対象です。



お客さまサービス

お客さまセンター

受付業務や問合せ対応等を集中化した受付センターとして、お客さまセンターを開設しています。
お客さまセンターでは、水道の使用開始、中止等のお届けなどを一括して取り扱っています。

お客さまセンター（対象区域：23区・多摩26市町）

電話番号 0570-091-100（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルをご利用いただけない方 03-5326-1101 または 042-548-5110

ファクシミリ番号 03-5790-0572（区部） 042-548-5115（多摩）

受付時間 日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後8時まで

※漏水事故などの緊急のご用件については、全日24時間ご案内しています。

そのほか、23区内には21の営業所、多摩地区（26市町）には8のサービスステーションを設置して、お客さまからの御相談を承っています。

東京都水道局アプリによる受付・サービス

(1) 東京都水道局アプリについて

東京都水道局アプリでは、引っ越しの届出や水道料金の支払等、様々な機能がいつでもどこでもご利用頂けます。
スマートフォン（iOS・Android）及びパソコン（WEBブラウザ）でご利用頂けます。

(2) 東京都水道局アプリの主な機能

- ①水道の使用開始・中止等の申込機能
- ②スマートフォン決済やクレジットカードによる水道料金の支払機能
- ③検針票や過去2年間の使用水量と料金が確認できる照会機能
- ④水道局からイベント等の通知を受け取る機能

また、スマートフォンの位置情報を活用し、お客さまから一番近い災害時給水ステーション（給水拠点）を確認する機能（発災時には開設状況も確認可能）

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/tetsuduki/suidoapp>



水道スマートメータ実装方針

デジタル技術を活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化等を目的として、令和6年度までに約13万個のスマートメータを先行導入し、導入効果を確認することができました。その成果を踏まえ、令和7年度から令和10年度までの方向性を整理した「水道スマートメータ実装方針」を策定しました。令和7年度からの4年間で約100万個を導入し、令和11年度以降は順次スマートメータへ切り替え、2030年代の全戸導入を目指していきます。

広報・広聴

広報・広聴の概要

●主な広報施策

(1) ホームページやX（旧 Twitter）

東京都水道局の事業に関する情報をホームページで提供しています。

また、報道発表やその他のホームページ掲載情報、災害時における被害情報等を提供するツールとして活用することを目的に、平成24年4月に局公式X（旧 Twitter）を開設しました。

ホームページ
<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp>



東京都水道・下水道公式 X（旧 Twitter）
https://x.com/tocho_suido



(2) Tokyowater Drinking Station

公共性の高い場所に設置されている水飲栓及びイベントの際に水道局が設置する移動型の水飲栓を「Tokyowater Drinking Station（通称 DS）」として展開し、マイボトル等を利用した外出先における水道水の飲用や、それを通じた環境配慮行動の促進を図っています。

現在、公共施設や都営線の駅等に設置されている約 1,000 か所の水飲栓を、DS としてホームページ上のマップで公開しています。

(3) 水道キャラバン

次世代を担う小学生の水道に対する理解や関心を深めるため、主に都営水道給水区域内の小学 4 年生を対象として、映像や実験などを取り入れた分かりやすく親しみやすい授業を実施しています。

また、乳幼児を子育て中の保護者を主な対象として、児童館や商業施設等で出前講座を実施しています。

さらに、特設サイト「おうち水道キャラバン」には、出前講座の映像や限定動画等、いつでも・どこでも・誰でも、楽しみながら水道について学べる各種コンテンツを掲載しています。

(4) 水道ふれあい月間

毎年 6 月を「水道ふれあい月間」と位置付け、各地域で街角イベントを実施するなど、積極的にお客さまとのコミュニケーションを図っています。

(5) 水道なんでも相談

区部及び多摩地区の駅前広場、商店街などに相談所を開設し、お客さまからの水道に関する相談に応じています。

(6) 地域水道ニュース

地域情報を分かりやすく伝える地域水道ニュースを、各営業所等で発行しています。

(7) 利根川水系上下流交流事業

利根川上流の水源地域である群馬県の人々と水を利用する東京都の人々とが、水資源の大切さ、大都市における水確保の重要性、水源地域の現況などを認識し、相互の理解を深めていただくことを目的とする交流会を開催しています。

(8) 多摩川水系上下流交流事業

多摩川上流の水源地域の人々と水を利用する中下流部の人々とが、親しく交わり相互理解を図ることを通し水道水源林の大切さや水質保全の重要性について理解を深めていただくことを目的とする交流会を開催しています。

(9) 玉川上水ウォーキング

国の史跡に指定されるなど歴史的評価の高い玉川上水について、お客さまに玉川上水沿いを散策していただくことにより、水道水源施設の保護や自然環境の保全など、水道事業への関心を高めていただいています。

●広聴施策

(1) お客さま意識調査

水道事業に対するお客さまの評価や要望を的確に把握し、水道事業運営の基礎資料とするため、「東京の水道に関するお客さま意識調査」を毎年実施しています。調査結果は、ホームページで公表しています。

今後もお客さまニーズの把握に努め、水道事業に反映していきます。

(2) お客さまの声窓口

サービス推進課のほか、お客さまセンター、各営業所等の窓口及びホームページにお寄せいただいたお客さまの御意見、御要望などをデータベース化し、事業運営の参考としています。

また、お客さまの声が局事業に反映された事例などをホームページで公開しています。



国際フォーラムに設置の DS

DS マップ
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drinking_station



学校水道キャラバンの様子

おうち水道キャラバン
<https://www.suido-caravan.metro.tokyo.lg.jp>



10 多摩地区の水道

多摩地区水道の都営一元化

多摩地区の水道は、かつてはそれぞれの市町村が個別に経営していました。

しかし、昭和30年代以降の急速な都市化の進展に伴い、区部と多摩地区市町村間において、水道料金等の住民負担、普及率、水道施設の整備状況その他の格差が目立つようになり、その是正について強い要望が出されていました。

東京都は、知事の諮問を受けた東京都水道事業調査専門委員からの「東京都は三多摩地区市町村営水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって、水道事業における格差を解消する方途を講ずるべきである。」という助言を受け、五日市町（現あきる野市）、奥多摩町、日の出村（現日の出町）及び檜原村を除く多摩地区の各市町の水道事業を都営水道に統合するため、昭和46年12月に「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を発表しました（五日市町及び日の出町は昭和49年10月に、奥多摩町は平成21年4月に計画対象地域に追加されました。）。

この計画に基づいて、各市町からの申出に応じ、個別協議を進めてきた結果、今日までに、26市町の水道事業が都営水道に統合され、本計画の取組は終結しています。

多摩市、八王子市、町田市及び稲城市の4市にまたがる多摩ニュータウン地区の水道は、多摩ニュータウン水道事業として独自に運営されてきましたが、平成10年4月1日から、都営水道へ統合されています。

また、都営水道に統合されていない武蔵野市、昭島市及び羽村市では、市が独自に水道事業を行っていますが、地下水だけでは需要に対して水源が不足するなどの理由から、東京都が暫定的に浄水を供給できる体制を整えています。

多摩地区水道の経営改善

都営一元化された後も、都営水道のうち25市町については、お客さまと密接に関係する業務を東京都からそれぞれの市町に、地方自治法に基づく事務の委託をしてきました。このため、料金収納、給水装置の新設承認等の業務は、市町の水道担当部署で行われてきました。

そこで水道局では、更なるお客さまサービスと給水安定性の向上及びより効率的な事業運営を図るため、平成15年6月に市町への事務委託の解消を中心とする「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定し、多摩地区水道の経営改善を進めてきました。

そして、この基本計画に基づき、各市町と協議を進め、順次事務委託を廃止した結果、平成23年度末には、委託していた全ての業務が東京都に移行しました。

なお、市町から移行された業務の運営（サービスステーションの運営、水道施設の運転管理等）に当たっては、東京都政策連携団体（東京水道株式会社）を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な体制を構築しています。

事業状況

都営26市町の事業現況 (令和8年3月末現在)

給水区域面積 (km ²)	給水人口 (千人)	給水普及率 (%)	給水件数 (千件)	年間配水量 (千m ³)	一日最大配水量 (千m ³)
612	3,984	99.9	2,110	415,392	1,253

多摩地区水道の強靱化

水道局では、これまで、事務委託完全解消を見据えた「多摩水道改革計画(2010-2014)」(平成22年8月)、東日本大震災など、その後の状況変化等を踏まえた「多摩水道改革計画2013～新たなステージにおけるレベルアップへの挑戦～」(平成25年5月)、多摩水道が目指す将来像を示した「多摩水道運営プラン2017～強靱で信頼される広域水道へ～」(平成29年3月)により、多摩地区の水道事業の改革を進めてきました。

現在は、「東京水道経営プラン2026～ともに未来へつなぐ、安全・安心な東京の水道～」(令和8年3月)に基づき、多摩水道の強靱化に向け、地域特性を踏まえた配水区域の再編や施設整備等に取り組んでいます。

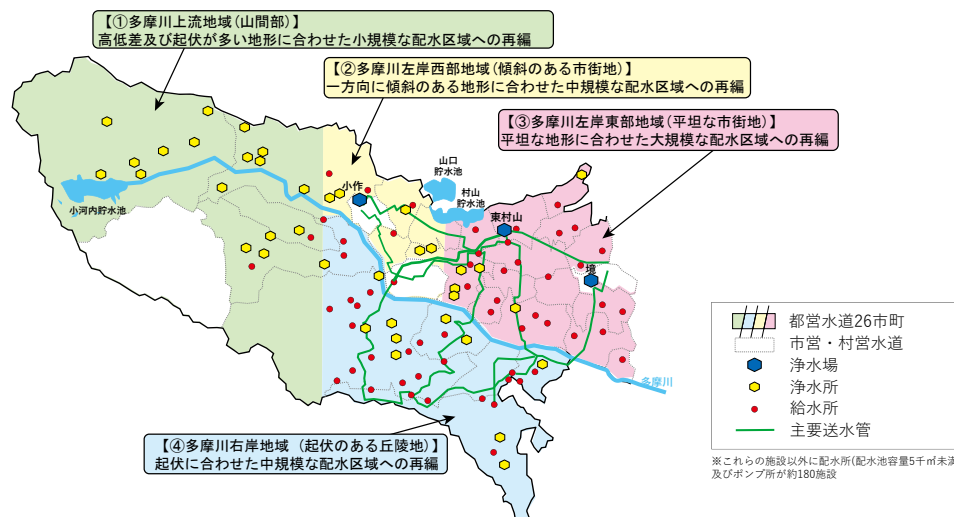
事務委託廃止の状況

廃止年月日	市町名	廃止年月日	市町名
平成16年3月31日	武蔵村山市 多摩市	平成19年3月31日	西東京市 日の出町
平成17年3月31日	瑞穂町	平成20年3月31日	八王子市
平成18年3月31日	府中市		立川市
	小平市		町田市
	東大和市		国分寺市
平成19年3月31日	東久留米市	平成21年3月31日	福生市
	小金井市		青梅市
	日野市		調布市
	東村山市		国立市
	狛江市	平成23年3月31日	三鷹市
	清瀬市		稲城市
	あきる野市		

(注1) 奥多摩町の水道事業は、平成22年4月に都営水道に統合したが、事務委託は行っていない。

(注2) 表の廃止年月日は、徴収系業務の事務委託廃止日を指す。

多摩地区の地域特性を踏まえた配水区域の再編



エリア	再編の方針
多摩川上流地域	高低差及び起伏が多い地形に合わせた小規模な配水区域へ再編
多摩川左岸西部地域	一方向に傾斜のある地形に合わせた中規模な配水区域へ再編
多摩川左岸東部地域	平坦な地形に合わせた大規模な配水区域へ再編
多摩川右岸地域	起伏のある地形に合わせた中規模な配水区域へ再編
全エリア共通	配水池容量の確保、給水所などへの送水管の二系統化、配水管網の整備

11 震災に備えて

水道局では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえ、震災対策に積極的に取り組んできました。こうした中で、能登半島地震では、基幹となる施設の被害や配水管網の上流側に位置する管路の損傷等により、断水が長期化したことから、水道施設の耐震化の重要性を再認識しました。

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、水道局では、震災対策を最重要課題の一つと位置付け、施設整備などのハード面及び応急給水体制の強化などのソフト面から震災対策に取り組んでいます。

地震に強い水道施設の整備

大規模地震が発生した場合においても、水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、水道施設の耐震化やバックアップ機能の強化等を行っています。

水道施設の耐震化

(1) 貯水池及び取水・導水施設の耐震化

河川から水を取り入れる施設、その水を浄水場へ送る施設の耐震化を推進します。

(2) 浄水施設の耐震化

河川などから取り入れた水を浄水処理する施設の耐震化を推進します。

(3) 配水池の耐震化

地域の需要に応じて配水する水を貯留している施設の耐震化を推進します。

(4) 配水管の耐震化

都の被害想定で震災時の断水率が高い地域として位置づけた取替優先地域の耐震継手化に加え、配水小管網の上流側に位置する地域配水の骨格管路の耐震継手化を重点的に推進します。

(5) 給水管の耐震化

給水栓が3栓以上設置されている私道を対象に、耐震性能を有する配水管を布設するとともに、給水管をステンレス鋼管に取り替えます。また、土地所有者の承諾を得られないなど配水管を布設できない場合でも、既存の塩化ビニル製給水管をステンレス鋼管に取り替えます。さらに、2栓以下の場合は、既存の塩化ビニル製給水管をステンレス鋼管へ取り替えていきます。

(6) 自家発電設備の新設・増強

大規模停電時でも、浄水場等が平常時と同様に稼働できるよう、自家発電設備を整備します。

震災時のバックアップ機能の強化

(1) 導水施設の二重化

災害時や事故時だけでなく、更新などの工事の際にもバックアップ機能を確認するため、導水施設の二重化を推進します。

(2) 送水管のネットワーク化

浄水処理した水を給水所に送る重要管路のネットワーク化を推進します。

(3) 給水所の新設・拡充

平常時の安定給水はもとより、災害や事故時においても可能な限り給水を確保するため、給水所の新設・拡充を推進します。

災害時給水ステーションの開設

災害で断水したときは、「災害時給水ステーション」で水をお配りします。「災害時給水ステーション」は次の場所で開設しますので、発災時はホームページ等で開設状況を御確認の上、お越しくください。

(1) 水道施設や公園の下に水を貯めておく施設

お住まいからおむね半径 2 キロメートルの距離内に 1 か所開設します。公園や都立学校の校庭の下などに水を貯めておく施設を応急給水槽と言います。

水道施設と応急給水槽合わせて、東京都全体で 213 か所整備されており、25 メートルプールで約 2,150 杯に相当する約 108 万立方メートルの水が確保されています。

応急給水槽の水は、配水管との間を循環する仕組みになっているので、常に新鮮な水が供給されます。



日比谷公園の応急給水槽



消火栓からの応急給水

(2) 避難所等

応急給水槽等での応急給水を補完するために、避難所応急給水栓や、避難所付近のあらかじめ指定した消火栓を用いて、区市町が開設します。また、区市町が設置する仮設水槽に、給水車等の車両を使用して水を補給する形態もあります。



「災害時給水ステーション」は左のマークが目印です。

災害時給水ステーションにお越しの際は、水を入れる清潔な容器（背負えるタイプの給水袋や空のペットボトルとリュックサックなど）を必ず御持参ください。

災害時給水ステーションの開設状況は、水道局ホームページや水道局アプリ（詳細は 27 ページ参照）などで公表します。開設状況を確認の上、お越しくください。

東京都の水道システムと地震対策



職員の危機対応力を強化する取組

(1) 東京水道危機対応力強化計画

水道局では、自然災害、テロ発生、新興感染症の各災害への危機対応力を向上させるため、「危機対応力強化計画」を策定し、年間を通して体系的かつ網羅的に訓練等を実施しています。

東京水道危機対応力強化計画

1 計画の位置づけ

様々な脅威に対する組織及び職員の危機対応力を強化させることを目的に、年間を通じて体系的かつ網羅的な訓練を実施していくために、2026年度の訓練計画を定めるとともに、震災等応急対策計画や各種マニュアル等の改定スケジュールを示すもの

3 年間方針

P D C Aサイクルの実践



2 訓練ポリシー

実際の災害では訓練以上のことはできない。訓練をしていなければ、本番では何もできない
⇒経験・検証を一つひとつ積み上げ、各部署・職員の危機対応力の礎とする

4 訓練実施計画

訓練の想定		実施単位	訓練内容等
自然災害	首都直下地震	全職場	水道局全体の活動訓練 夜間・休日などの勤務時間外の発生を想定した水道局全体の参集訓練
		各職場単独	住民、高校生及び区市町職員と連携した応急給水訓練など
		首都中枢機関等への供給ルート確保のための活動訓練	
		他の都市と連携した訓練	全国の大都市水道事業体の救援部隊の受入訓練
	他の地域での災害	隣接他事業体との連絡管の相互融通訓練	
		救援隊の派遣	関東地方の水道事業体への派遣訓練 南海トラフ巨大地震等を想定した遠方の大都市への派遣訓練
テロ発生	施設へのテロ	各職場単独	各浄水場における警察・消防と連携したテロ対処訓練
	サイバーテロ	全職場	標的型メール攻撃への対応訓練
		国の主催	内閣官房が主催する演習訓練
		各職場単独	浄水場等の制御系システムへのサイバーテロへの演習訓練
	新興感染症	全職場	新型コロナウイルスの大流行を想定した活動訓練
突発事故	突発事故	各職場単独	水質事故や漏水事故等の突発事故への対処訓練

5 年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	各種訓練を順次実施										
	防災担当者研修	危機管理に係る全職員への研修						訓練で判明した課題の改善策を各種マニュアルに反映		事業所レベルを含めより詳細なマニュアルの改定	

(2) 水道緊急隊

震災などにより断水が生じた際の迅速な復旧を目的として、365日、24時間体制で活動する水道緊急隊を配備しています。発災時には、速やかに現場へ出動し、首都中枢機関や災害拠点病院等への供給ルートの被害状況を把握するとともに、通水確保のための作業を行います。

平常時は、発災を想定した訓練や給水車による応急給水などを行うことで発災時の対応力向上に努めています。

(3) 東京水道災害救援隊（通称：東京ウォーターレスキュー）

近年、日本各地で、大規模な地震災害や豪雨災害など、大規模な災害が頻発しています。こうした災害による水道施設の被害に対し、東京都水道局では、可能な限り被災事業体などからの救援要請に応じてきました。

これまでの派遣の教訓から、迅速な救援体制の確保や救援長期化への対応などが課題として挙げられていたことから、被災地からの支援要請に即応できる体制をあらかじめ確保し、発災初期だけでなく現地の被災状況に応じて継続的な派遣も可能とする仕組みとして、平成29年3月に「東京ウォーターレスキュー」を創設しました。

令和7年10月に発生した八丈島台風被害においても応急給水・応急復旧活動を行いました。

被災地への主な派遣実績

年	災害名	救援内容	派遣人数
平成7年	阪神・淡路大震災	応急給水、応急復旧	1,256名
平成16年	新潟県中越地震	応急給水、応急復旧	105名
平成19年	新潟県中越沖地震	応急復旧	76名
平成23年	東日本大震災	応急給水、応急復旧	165名
平成27年	関東・東北豪雨	給水袋支援、応急復旧、水質調査	25名
平成28年	熊本地震	給水袋支援、応急復旧	111名
平成30年	西日本豪雨	水質検査支援	8名
令和元年	令和元年房総半島台風	応急給水	46名
令和4年	令和4年台風第15号	応急給水	18名
令和6年	令和6年能登半島地震	応急給水、応急復旧	約1,725名
令和7年	八丈島台風	応急給水、応急復旧、水質調査	207名



シンボルマーク



給水車からの高所揚水訓練



令和6年能登半島地震での応急給水活動



災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

【水道局設置分】

番号	区名	施設名	所在地
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園 ★	三番町 18 番地
2		都立日比谷公園 ★	日比谷公園 1 番地
3		都立一橋高等学校 ☆	東神田一丁目 12 番 13 号
4	中央区	晴海給水所 □	晴海一丁目 6 番 3 号
5		区立あかつき公園 ★	築地七丁目 19 番 1 号
6		区立堀留児童公園 ☆	日本橋堀留町一丁目 1 番 16 号
7	港区	芝給水所 □	芝公園三丁目 6 番 7 号
8		都立青山公園 ★	六本木七丁目 23 番
9		シティハイツ桂坂（港区防災活動拠点） ☆	高輪二丁目 13 番 8 号
10	新宿区	淀橋給水所 □	西新宿二丁目 10 番 1 号
11		区立鶴巻南公園 ★	早稲田鶴巻町 507 番
12		区立百人町ふれあい公園 ☆	百人町三丁目 28 番
13	文京区	本郷給水所 □	本郷二丁目 7 番 29 号
14		区立教育の森公園 ★	大塚三丁目 29 番
15	台東区	都立上野恩賜公園 ★	上野公園 8 番 51 号
16		区立隅田公園山谷堀広場 ☆	浅草七丁目 1 番
17	墨田区	区立文花公園 ★	文花一丁目 27 番 5 号
18		区立両国公園 ☆	両国四丁目 25 番 3 号
19	江東区	亀戸給水所 □	亀戸二丁目 6 番 50 号
20		豊住給水所 □	東陽六丁目 1 番 8 号
21		江東給水所 □	新砂三丁目 6 番 17 号
22		有明給水所 □	有明三丁目 1 番 8 号
23		区立南砂三丁目公園 ★	南砂三丁目 14 番 21 号
24		都立辰巳の森海浜公園 ★	辰巳二丁目 1 番
25	品川区	区立戸越公園 ★	豊町二丁目 1 番 30 号
26		区立しおじ公園 ★	八潮五丁目 6 番
27		都立八潮高等学校 ☆	東品川三丁目 27 番 22 号
28	目黒区	八雲給水所 □	八雲一丁目 1 番
29		都立林試の森公園 ★	下目黒五丁目 37 番
30	大田区	馬込給水所 □	西馬込二丁目 15 番 6 号
31		上池台給水所 □	上池台一丁目 48 番 25 号
32		東海給水所 □	東海一丁目 3 番 12 号
33		区立西六郷三丁目公園 ☆	西六郷三丁目 16 番 16 号
34		区立秋中公園 ★	秋中三丁目 25 番 26 号
35		区立都堀公園 ★	大森東一丁目 30 番
36		区立下丸子公園 ★	下丸子四丁目 21 番
37		区立女塚なかよし公園 ☆	池上五丁目 24 番
38	世田谷区	砧浄水場 □	喜多見二丁目 9 番 1 号
39		砧浄水所 □	鎌田二丁目 4 番 1 号
40		和田堀給水所（注 1） □	大原二丁目 30 番 43 号
41		玉川給水所 □	玉川園調布一丁目 19 番 1 号
42		大蔵給水所 □	砧二丁目 8 番 1 号
43		駒沢給水所 □	弦巻二丁目 41 番 5 号
44		区立こどものひろば公園 ★	下馬二丁目 31 番 4 号
45		区立蔭根公園 ★	船橋六丁目 21 番
46		都立祖師谷公園 ★	上祖師谷四丁目 2 番

（注 1） 和田堀給水所は、運用を停止している。

番号	区名	施設名	所在地
47		区立中町二丁目公園 ☆	中町二丁目 34 番 1 号
48		上北沢給水所 □	上北沢五丁目 2 番 1 号
49	渋谷区	都立代々木公園 ★	代々木神園町 2 番 1 号
50		都立第一商業高等学校 ☆	鉢山町 8 番 1 号
51		区立景丘公園 ☆	恵比寿四丁目 19 番 21 号
52	中野区	区立弥生公園 ☆	弥生町五丁目 4 番
53		区立江古田の森公園 ☆	江古田三丁目 14 番
54		区立みずのとう公園 ☆	江古田一丁目 3 番
55	杉並区	和泉水圧調整所 □	和泉二丁目 5 番 23 号
56		上井草給水所 □	上井草三丁目 22 番 12 号
57		都立和田堀公園 ★	大宮二丁目 26 番
58		区立森の森公園 ★	和田三丁目 55 番
59		区立昭栄公園 ★	高井戸西一丁目 12 番
60		区立井草森公園 ☆	井草四丁目 12 番 1 号
61		区立馬橋公園 ☆	高円寺北四丁目 35 番 5 号
62		都立善福寺川緑地 ☆	成田西三丁目 14 番地
63	豊島区	区立西池袋公園 ★	西池袋三丁目 20 番 1 号
64		都立文京高等学校 ☆	西巣鴨一丁目 1 番 5 号
65	北区	区立桐ヶ丘中央公園 ★	桐ヶ丘一丁目 8 番
66		区立滝野川公園 ★	西ヶ原二丁目 1 番
67		区立北運動公園 ☆	神谷二丁目 47 番 6 号
68	荒川区	南千住給水所 □	南千住八丁目 2 番 6 号
69		区立日暮里南公園 ★	東日暮里五丁目 19 番 1 号
70	板橋区	三園浄水場 □	三園二丁目 10 番 1 号
71		板橋給水所 □	加賀一丁目 17 番 1 号
72		大谷口給水所 □	大谷口一丁目 4 番
73		都立城北中央公園 ★	桜川一丁目 1 番
74		区立城北公園 ★	坂下二丁目 19 番 1 号
75		都立板橋高等学校 ☆	大谷口一丁目 54 番 1 号
76		都立赤塚公園 ☆	高島平三丁目 1 番
77		区立西徳第二公園 ☆	西台三丁目 42 番 1 号
78	練馬区	練馬給水所 □	光が丘二丁目 4 番 1 号
79		区立大泉公園 ★	大泉学園町六丁目 25 番
80		区立学田公園 ★	豊玉南三丁目 32 番
81		区立はやいち公園 ☆	早宮一丁目 47 番 11 号
82		区立みんなの広場公園 ☆	石神井町八丁目 41 番
83	足立区	小石衛門給水所 □	中央本町三丁目 8 番 1 号
84		区総合スポーツセンター ★	東保木二丁目 27 番 1 号
85		区立千住スポーツ公園 ★	千住緑町二丁目 1 番 1 号
86		区立諏訪木東公園 ★	西新井三丁目 25 番
87		区立大谷田南公園 ★	中川四丁目 42 番 1 号
88		区立北鹿浜公園 ★	鹿浜三丁目 26 番
89		都立舎人公園 ☆	舎人公園 1 番 1 号
90		区立北宮城町公園 ☆	扇二丁目 37 番 1 号
91		江北給水所 □	江北五丁目 5 番

番号	区名	施設名	所在地
92	葛飾区	金町浄水場 □	金町浄水場 1 番 1 号
93		水元給水所（都立水元公園内自由広場） □	水元公園 4 番
94		区立上千葉公園 ★	東堀切三丁目 25 番 1 号
95		区立新小岩公園 ★	西新小岩一丁目 1 番 3 号
96		区立波江東公園 ☆	東四つ木二丁目 15 番
97	江戸川区	西瑞江給水所 □	東瑞江一丁目 26 番 2 号
98		葛西給水所 □	北葛西三丁目 9 番
99		都立篠崎公園 ★	上篠崎一丁目 25 番
100		区立宇喜田中央公園 ★	北葛西四丁目 15 番
101		区立小岩公園 ★	北小岩六丁目 43 番
102		都立大島小松川公園 ★	小松川一丁目 7 番
103		都立葛西西南高等学校 ☆	南葛西一丁目 11 番 1 号
104		一之江抹香亭 ☆	一之江五丁目 14 番

区部【水道局設置分】小計（104 か所）

★：応急給水槽（1,500m3 槽）

☆：小規模応急給水槽（100m3 槽）

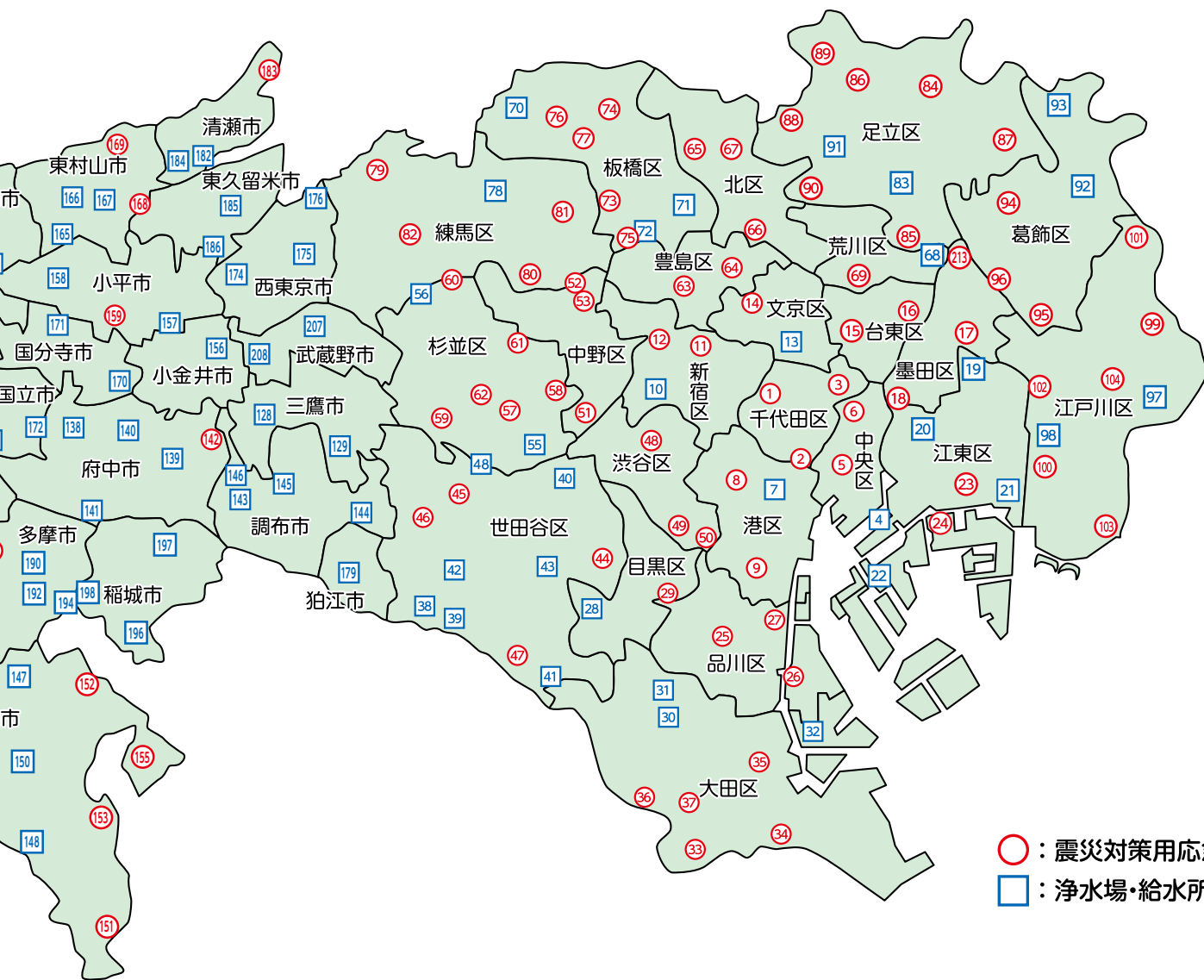
【都市整備局等所管分】

番号	区名	施設名	所在地
213	墨田区	白鰐東地区防災拠点	堤通二丁目

※白鰐東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。

【都営水道市町】

番号	区名	施設名	所在地
105	八王子市	鎌水給水所 □	鎌水 401 番地
106		西寺方給水所 □	西寺方町 1006 番地 167
107		狭間給水所 □	狭間町 1994 番地 478
108		大目第二給水所 □	大目町 710 番地
109		高月給水所 □	高月町 2240 番地
110		散田給水所 □	散田町二丁目 6 番地 1
111		東浅川給水所 □	東浅川町 674 番地
112		寺田配水所 □	寺田町 1359 番地 4
113		元八王子配水所 □	元八王子町三丁目 2750 番地 487
114		北野給水所 □	北野町 595 番地 3
115		南陽台配水所 □	南陽台三丁目 5 番 1 号
116		檜原給水所 □	檜原町 1294 番地 3
117		暁町配水所 □	暁町三丁目 3 番 1 号
118		久保山配水所 □	久保山町二丁目 15 番地 1
119		大船給水所 □	七国三丁目 56 番 1 号
120		鎌水小山給水所 □	鎌水二丁目 92 番地
121		南大沢給水所 □	南大沢四丁目 25 番地
122		都立陵南公園 ★	長房町 1572 番地
123		杣田ポンプ所 □	杣田町 545 番地
124	立川市	柴崎給水所 □	柴崎町一丁目 1 番 41 号



○：震災対策用応急給水槽
□：浄水場・給水所

番号	区名	施設名	所在地
125		立川栄町浄水所	□ 栄町五丁目 38 番地の 5
126		立川砂川給水所	□ 砂川町六丁目 41 番地の 1
127		市立松中公園	☆ 西砂町一丁目 19 番地の 12
128	三鷹市	上連雀給水所（西配水場）	□ 上連雀九丁目 41 番 4 号
129		三鷹新川給水所（東配水場）	□ 新川二丁目 1 番 15 号
130	青梅市	日向和田浄水所	□ 日向和田二丁目 370 番地
131		千ヶ瀬浄水所	□ 千ヶ瀬三丁目 464 番地の 1
132		御岳山第一配水所	□ 御岳山 170 番地の 3
133		成木配水所	□ 成木八丁目 690 番地の 3
134		新町給水所	□ 新町五丁目 24 番地の 1
135		二俣尾配水所	□ 二俣尾五丁目 107 番地の 2
136		城山配水所	□ 東青梅六丁目 95 番地の 1
137		梅郷配水所	□ 和田町二丁目 578 番地の 1
138	府中市	府中環状線外環状及び府中環状線内環状線	☆ 武蔵二丁目 7 番地及び環状線一丁目 25 番地
139		若松給水所	□ 若松町四丁目 10 番地
140		幸町給水所	□ 幸町二丁目 24 番地
141		府中南町給水所	□ 南町一丁目 50 番地
142		都立武蔵野公園	★ 多磨町三丁目 2 番地
143	調布市	上石原配水所	□ 上石原一丁目 34 番地 7
144		仙川配水所	□ 仙川町三丁目 6 番地 27
145		深大寺給水所	□ 深大寺南町五丁目 56 番地 1
146		調布西町給水所	□ 西町 717 番地
147	町田市	小野路給水所	□ 小野路町 2637 番地 1
148		原町田浄水所	□ 原町田五丁目 13 番 3 号
149		滝の沢給水所	□ 旭町二丁目 7 番 7 号
150		野津田浄水所（注 3）	□ 野津田町 3398 番地
151		市立つくし野セントラルパーク	★ つくし野三丁目 19 番地
152		市立鶴川中央公園	☆ 鶴川六丁目 6 番地
153		成瀬コミュニティセンター	☆ 西成瀬二丁目 49 番 1 号
154		市立忠生公園	☆ 忠生一丁目 3 番地
155		市立三輪中央公園	☆ 三輪緑山三丁目 21 番地
156	小金井市	梶野配水所	□ 梶野町五丁目 10 番 33 号

（注 3）野津田浄水所は、運用を停止している。

番号	区名	施設名	所在地
157		上水南給水所	□ 小平市上水南町三丁目 12 番 36 号
158	小平市	小川給水所	□ 小川町一丁目 847 番地
159		市立津田公園	☆ 津田町三丁目 39 番
160	日野市	市立大坂西公園	☆ 大坂上一丁目 14 番地の 4
161		多摩平給水所	□ 多摩平二丁目 7 番地の 2
162		程久保給水所	□ 程久保五丁目 10 番地の 1
163		三沢配水所	□ 三沢 905 番地の 2
164		日野旭が丘給水所	□ 旭が丘二丁目 42 番地の 2
165	東村山市	八坂給水所	□ 富士見町五丁目 4 番地 46
166		東村山浄水場	□ 美住町二丁目 20 番地 236
167		美住給水所	□ 美住町二丁目 13 番地 4
168		市立東村山運動公園	★ 恩多町一丁目 9 番地 5
169		市立秋津小学校	☆ 秋津町三丁目 48 番地 1
170	国分寺市	東恋ヶ窪配水所	□ 東恋ヶ窪二丁目 5 番地 8
171		国分寺北町給水所	□ 北町四丁目 1 番地 5
172	国立市	国立中給水所	□ 中三丁目 8 番地 1
173		谷保給水所	□ 谷保 1462 番地 1
174	西東京市	芝久保給水所	□ 芝久保五丁目 9 番 1 号
175		保谷町給水所	□ 保谷町一丁目 5 番 24 号
176		西東京栄町配水所	□ 栄町二丁目 7 番 6 号
177	福生市	福生武蔵野台給水所	□ 武蔵野台二丁目 32 番地
178		市立明神下公園	★ 南田園一丁目 12 番地 1
179	狛江市	和泉本町給水所	□ 和泉本町四丁目 6 番 1 号
180	東大和市	上北台給水所	□ 上北台一丁目 801 番地 1
181		東大和給水所	□ 桜が丘三丁目 44 番地
182	清瀬市	清瀬元町配水所（注 4）	□ 元町二丁目 27 番 12 号
183		市立第 3 保育園	☆ 旭が丘三丁目 755 番地 1
184		清瀬梅園給水所	□ 梅園一丁目 3 番
185	東久留米市	南沢給水所	□ 南沢三丁目 9 番 21 号
186		滝山給水所	□ 滝山六丁目 1 番 1 号
187	武蔵村山市	学園配水所	□ 学園一丁目 5 番地の 7
188		中藤配水所	□ 中藤二丁目 1 番地の 3

（注 4）清瀬元町配水所は、運用を停止している。

番号	区名	施設名	所在地
189		市立中原公園	★ 中原二丁目 21 番地の 4
190	多摩市	桜ヶ丘配水所	□ 桜ヶ丘四丁目 10 番地
191		落合配水所	□ 中沢一丁目 12 番地
192		愛宕配水所	□ 愛宕二丁目 51 番地
193		南野給水所	□ 南野二丁目 16 番地
194		聖ヶ丘給水所	□ 聖ヶ丘四丁目 1 番地
195		市立並木公園	★ 和田 1551 番地 1
196	稲城市	坂浜配水所	□ 坂浜 816 番地
197		向陽台給水所	□ 向陽台六丁目 16 番地
198		若葉台給水所	□ 若葉台一丁目 19 番地
199	あきる野市	秋陽台給水所	□ 秋川三丁目 2 番地 10
200		菅生給水所	□ 菅生 683 番地
201		上代継浄水所	□ 上代継 407 番地
202		戸倉給水所	□ 戸倉 348 番地 1
203		小峰台配水所	□ 小峰台 40 番地
204		伊奈配水所	□ 伊奈 372 番地 3
205	瑞穂町	石畑給水所	□ 石畑 2301 番地
206	日の出町	文化の森給水所	□ 平井 3075 番地

【都営水道市町以外】

番号	区名	施設名	所在地
207	武蔵野市	第一浄水場（注 5）	□ 吉祥寺北町四丁目 11 番 46 号
208		第二浄水場（注 5）	□ 桜堤一丁目 6 番 6 号
209	昭島市	西部配水場	□ 緑町二丁目 17 番 16 号
210		東部配水場	□ 朝日町四丁目 23 番 28 号
211	羽村市	第一配水場	□ 緑ヶ丘二丁目 18 番地 5
212		小作浄水場	□ 小作台四丁目 2 番地 1

多摩地区【都営水道市町以外】小計（6 か所）

□：浄水場・給水所
★：応急給水槽（1,500m³槽）
☆：小規模応急給水槽（100m³槽）

（注 5）運搬給水拠点（給水車等の車両への水の補給施設）
拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

12 環境負荷低減に向けて

近年、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化しており、地球環境の保全は人類共通の課題となっています。

水道事業は、地球が育んだ水を資源としており、地球環境と密接に結び付いた事業ですが、浄水場を始めとして多くの施設を運用しており、事業活動において多量のエネルギーを消費しています。水道局では、地球から全ての生命への贈り物である水を大切に、水道水源林の保全管理や水資源の有効利用を進めるとともに、エネルギーの有効活用や資源のリサイクルなど、地球環境の保全に努めています。

今後とも総合的な環境施策を推進し、環境負荷の低減に取り組んでいきます。

環境対策を推進するために

水道局では、平成 12 年 4 月に環境施策を展開する指針として「東京都水道局環境基本理念」を定め、平成 16 年度以降、「東京都水道局環境計画」を定期的に策定し、具体的な取組と目標を明らかにしつつ、環境負荷の低減に継続的に取り組んできました。

東京都水道局環境基本理念

水は、私たちの生活に欠かせないものです。その水をはぐくむ地球環境を守ることは、人類共通の課題です。

東京都水道局は、安全でおいしい水を安定的に供給するという事業活動を通して、豊かな地球環境を次世代に引き継いでいくために努力します。

東京都水道局環境 5 か年計画 2025-2029

これまでの環境施策の成果や近年の水道局を取り巻く社会的状況を踏まえ、令和 7 年 3 月に「東京都水道局環境 5 か年計画 2025-2029」を策定し、総合的な環境施策を推進していくこととしました。

東京都水道局環境 5 か年計画 2025-2029 では、環境基本理念の下、四つの「環境基本方針」（「脱炭素社会の実現に向けた CO₂ 排出量の削減」、「循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用」、「生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全」及び「多様な主体との環境コミュニケーション」）と方針に合わせた 45 の具体的な取組事項を設定しています。

環境計画の実施に当たっては、計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）及び見直し（Action）という PDCA サイクルを実践することで、取組をより一層推進していきます。

さらに、お客さまをはじめとした関係者や、職員へ適切に情報提供を行い、公営企業としての説明責任を果たすとともに、意見や要望等を可能な限り施策に反映させていきます。こうした双方向のコミュニケーションを行うことにより、PDCA サイクルを効果的に運用し、着実に計画を推進していきます。



《施策体系図》



環境会計

環境会計とは、環境対策の経費とその効果を総合的に把握し、費用対効果を明らかにするものです。

水道局では、事業経営とのバランスを踏まえた環境対策を一層推進していくために、平成 12 年度から、全国の自治体に先駆けて環境会計を導入し、以降、毎年度作成しています。

環境報告書

水道局が取り組んでいる環境保全活動の概要を公表するため、平成 12 年度から、水道事業と環境との関わりや環境施策の取組状況等をまとめた東京都水道局環境報告書を毎年度作成しています。

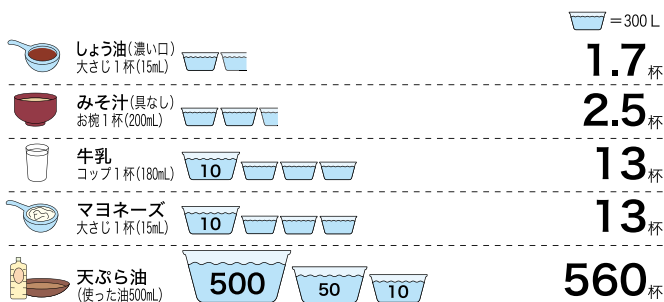
水を大切に作る都市を目指して

東京都では、昭和 48 年に急増する「水道需要を抑制する施策」を発表し、昭和 58 年に「東京都水道局節水型都市推進委員会」を設置するなど、様々な施策を実施してきました。その後も、昭和 62 年の渇水を契機に「節水型都市づくりを考える懇談会」を設置し、昭和 63 年には今後の施策の在り方についての答申を受け、関係局で構成する「節水型都市づくり推進連絡協議会」を設置するなど、全庁的な対応を図ってきました。

さらに、平成 29 年に策定された「都市づくりのグランドデザイン」に基づき、都市が有するあらゆる水資源が都市活動に生かされていることを目標に、限りある水資源の有効活用を図っています。

これだけの汚れのもとを水に流したら？

●魚が住める水質（BOD⁽³⁾ 5 mg/L）にするために必要な水の量は…風呂何杯分？



資料「とりもどそうわたしたちの川を海を」(東京都環境局) から引用

注 BOD とは、水質汚濁の度合いを表す指標です。

上手な水の使い方

水を上手に使っていく上で大切なことは「節水」です。

水道局では、炊事、洗濯、風呂など日常生活の中での具体的な節水方法を紹介するとともに、常時、お客さまからの節水に関する相談に応じています。

また、川や湖を汚さないことも大切です。私たちが利用した水は排水として下水処理され、自然に返されます。そして、その水を再び利用しています。こうした地球規模での水循環の点からも、水を汚さないよう注意して利用する必要があります。

小さな工夫で大きな節水

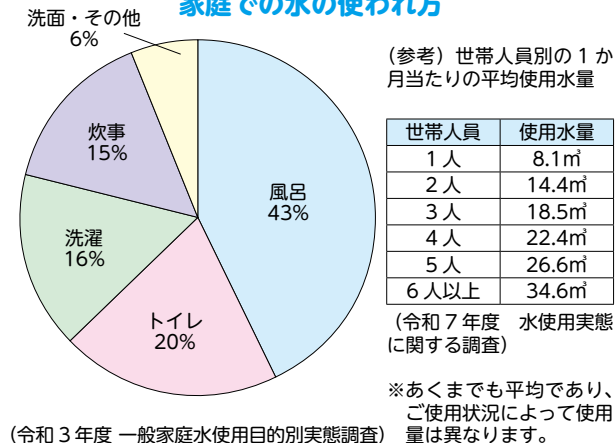
用途		状態	水量の目安
一般家庭	洗面・手洗い	1 分間流しっ放し	約 12 リットル
	歯磨き	30 秒間流しっ放し	約 6 リットル
		コップにくむ	約 0.6 リットル
	炊事	食器洗いなどで 5 分間流しっ放し	約 60 リットル
	洗濯	流しっ放し	約 90 リットル
		パケツにくむ	約 30 リットル
	※節水コマを取り付け、ハンドルを 90 度回転させた場合 (1 分間)		約 6 リットル
庭	ふろ	浴槽の残り湯の半分を洗濯・清掃などに利用	約 90 リットル
	シャワー	3 分間流しっ放し	約 36 リットル

水の有効利用の推進

水洗トイレや洗車などに使う水（雑用水）は、水道水ほどの清浄さを必要としません。このため、雑用水として、一部のビルや団地の水洗トイレ、散水、洗車などに、雨水や再生水（下水などを浄化処理した水）などが有効利用されており、都庁舎の水洗トイレや新交通システム「ゆりかもめ」の洗車用水などにも使われています。

東京都では、「雑用水利用に係る指導指針（昭和 59 年）」及び「東京都雨水利用・雨水浸透促進要綱（平成 10 年）」に基づき、一定規模以上の建築物について、雑用水利用施設の設置をお願いしてきました。そして、平成 15 年 7 月には両者を一本化して「水の有効利用促進要綱」を制定し、引き続き水の有効利用を推進しています。令和 8 年 3 月末で、都内では、循環利用施設 868 件、雨水利用施設 1,976 件が稼働

家庭での水の使われ方



しています（一定規模以上の建築物が対象）。

また、東京都自らも都立施設への雑用水利用の導入を積極的に進めています。水道局では「東京都水道局庁舎等に係る水有効利用設備設置基準」を定め、庁舎等の新築及び改造に際し、水有効利用設備を設置して、水資源の有効活用を図っています。

Tokyowater Drinking Station の推進

公共性の高い場所に設置されている水飲栓及びイベントの際に水道局が設置する移動型の水飲栓を「Tokyowater Drinking Station」とし、水道水の飲用、それを通じた環境配慮行動の促進を図っていきます。

漏水防止対策の推進

水道局では、主要施策の一つとして、水道管の計画的な取替えなどの漏水防止対策を積極的に進めています。特に、漏水の発生しやすい鉛製給水管については、順次配水管からの取り出し部から宅地内の水道メータまでの部分についてステンレス鋼管や塩化ビニル管に取り替える材質改善工事を実施し、平成 18 年度末までに私道・宅地内メータまでの鉛製給水管をおおむね解消しました。

これらの取組の成果もあり、平成 4 年度に 10.2 パーセントであった漏水率は、令和 7 年度に 3.9 パーセントとなり、世界最高水準の漏水率の低さとなっています。

なお、地上に流出した漏水は、お客さま等からの通報を受け、水道局が 24 時間体制で対応し、原則として即日修理しています（令和 7 年度漏水修理 8,674 件）。

また、地下に潜在する漏水については、夜間に漏水調査を実施するなど、その発見・修理に努めています（令和 7 年度調査延長約 1,960 キロメートル、漏水修理 277 件）。

これからも引き続き、貴重な水資源の有効活用や道路陥没などの二次被害防止のため漏水防止対策を推進していきます。



夜間の漏水発見作業

エネルギーの効率化

水道水を供給するには、浄水場や給水所のポンプ運転に多量の電力を使用します。このため、水道局では、従来の省エネルギー対策に加え、太陽光や水力といった再生可能エネルギーの有効活用を行うなど、エネルギーの効率化に積極的に取り組んでいます。

太陽光発電

太陽光発電は、太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方法であり、発電に際して二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーです。

平成 6 年度、東村山浄水場に配水池の上部を利用して太陽光発電設備（定格出力 70 キロワット）を設置しました（平成 28 年度に撤去済み）。

その後、浄水場等のろ過池覆蓋上部、配水池上部や建屋屋上等を利用し、令和 7 年度までに、総発電規模 9,979 キロワットの太陽光発電設備を 27 か所に設置しました。



配水池上部に設置した太陽光発電設備

太陽光発電設備の設置状況

施設名称	設置場所	定格出力 (kW)	設置年度
小河内貯水池	陸上	153	平成 10 年度
高月浄水所	ろ過池覆蓋上部	20	平成 15 年度
朝霞浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,200	平成 16 年度
三園浄水場	ろ過池覆蓋上部	400	平成 16 年度
小作浄水場	ろ過池覆蓋上部	314	平成 16 年度
東村山浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,200	平成 18 年度
長沢浄水場	ろ過池覆蓋上部	200	平成 18 年度
金町浄水場	ろ過池覆蓋上部	800	平成 18 年度
三郷浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,139	平成 18 年度
小作浄水場	配水池上部	180	平成 21 年度
砧浄水場	配水池上部	80	平成 22 年度
金町浄水場	配水池上部・建屋屋上	517	平成 26 年度
檜原給水所	配水池上部	250	平成 26 年度
朝霞浄水場	配水池上部・建屋屋上	500	平成 27 年度
国分寺緊急資材置場	建屋屋上	49	平成 27 年度
鍾水小山給水所	配水池上部	486	平成 27 年度
三園浄水場	配水池上部	330	平成 28 年度
東村山浄水場	配水池上部	833	平成 28 年度
八王子給水事務所	駐車場屋根上部	9	平成 27 年度 ※
江東給水所	配水池上部	300	令和元年度
上北台給水所	配水池上部	100	令和 2 年度
金町浄水場	管理本館屋上	89	令和 2 年度
三郷浄水場	建屋屋上	100	令和 3 年度
清瀬梅園給水所	配水池上部	400	令和 5 年度
深大寺給水所	配水池上部	120	令和 5 年度
上北沢給水所	配水池上部	81	令和 6 年度
研修開発センター	研修フィールド等屋根上部	129	令和 7 年度
合計		9,979	-

※環境局より水道局へ移管（令和元年度）

水力発電

水力発電は、地形の高低差等から生じる水のエネルギーを電気に変換する発電方法であり、太陽光発電と同様に発電に際して二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーです。

水道局が導入している水力発電の発電方法として、一つは原水を引入れる際の高低差を利用し発電する方法のものがああります。もう一つは、管路内の余剰圧力を利用して発電する方法です。高低差のある二つの給水所に1本の管路で送水する際、低い位置の給水所では引入れの際に余剰圧力が生じてしまいます。この圧力を水力発電機により回収し、発電を行う仕組みです。

平成12年度に、東村山浄水場に水力発電設備（最大出力1,400キロワット）を設置して以降、継続的に導入を進めてきています。令和6年度には上北沢給水所及び東海給水所へ新たに小水力発電設備を設置し、水力の総発電規模は2,561キロワットに達しました。

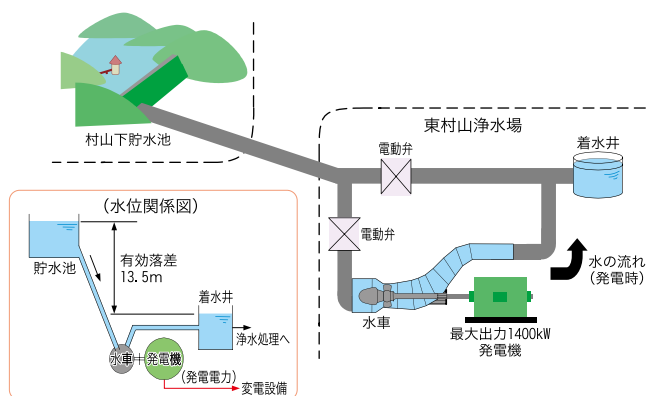
水力発電設備の設置状況

施設名称	最大出力(kW)	設置年度	備考
東村山浄水場	1,400	平成12年度	高低差を利用
南千住給水所	95	平成16年度	余剰圧力を利用
電戸給水所	90	平成19年度	
八雲給水所	300	平成21年度	
葛西給水所	340	平成25年度	
ひむら浄水所	7	平成26年度	高低差を利用
江北給水所	49	平成30年度	余剰圧力を利用
上北沢給水所	110	令和6年度	
東海給水所	170	令和6年度	
合 計	2,561	-	

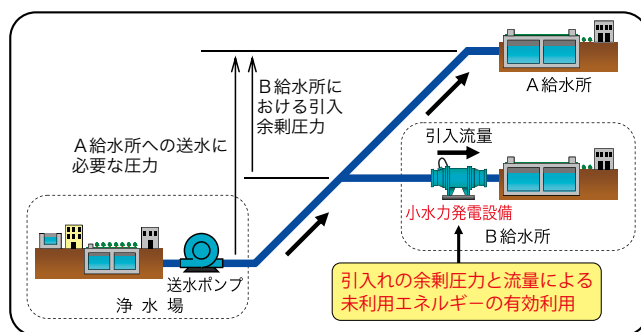


給水所における小水力発電設備

浄水場における水力発電イメージ（東村山）



給水所における小水力発電イメージ



コージェネレーションシステム

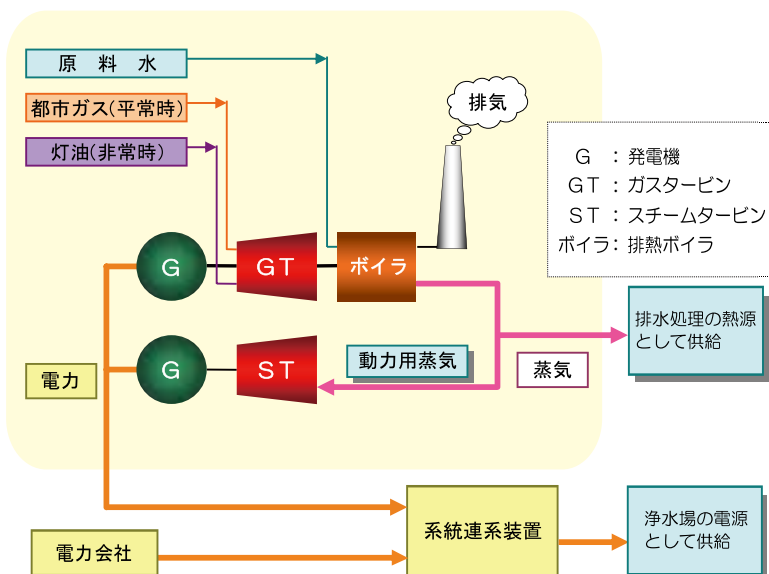
コージェネレーションシステムとは、一つの設備から二つ以上のエネルギーを発生させるもので、水道局では、常用発電設備にコージェネレーションシステムを採用しています(注)。

平成10年10月には東村山浄水場において最初の導入が行われました。続いて、平成12年10月には全国自治体に先駆け、PFIモデル事業により金町浄水場へ導入されました。さらに、平成17年4月にはPFI事業により朝霞浄水場及び三園浄水場にも導入が拡大されました。(PFIモデル事業は令和2年10月に、PFI事業については令和7年3月に終了)その後、令和6年3月には新たに三郷浄水場にも導入しています。

注 常用発電のコージェネレーションシステムは、電力と熱を同時に活用するため、エネルギー利用効率が従来の発電のみのシステムに比べて高くなります。

また、燃料に用いている都市ガスは、重油等と比べ、燃焼に伴い発生する二酸化炭素や窒素酸化物が少ないという特性を持っています。

コージェネレーションシステム イメージ



13 国際展開

東京の水道事業は、近代水道創設以来、120年以上にわたり都民生活と首都東京の都市活動を支えてきました。この長い事業運営の中で、様々な課題を克服し、現在では世界有数の技術水準を有する事業体となっています。

東京水道グループでは、これまでに培ってきた技術やノウハウなどを活用し、途上国の水事情の改善につなげるほか、気候変動などの新たな課題への対応に向け、海外諸都市と交流し、先行事例や新技術の共有などにより世界の水事情向上に取り組んでいます。

また、こうした取組によって、東京水道グループの技術力や職員の課題解決力などをより一層高めていき、都民生活と首都東京の都市活動を支える東京水道の持続可能な水道事業に活かしていきます。

知ってもらう

国際会議への参加

海外の主要な国際会議などに参加し、世界から集まった代表者間で行われる円卓会議で東京水道の強みや国際展開の取組を紹介するなど、効果的な発信を行っています。

展示会への出展

国際会議に参加した際は、必要に応じて同時に開催される展示会にブースを出展します。これにより、東京水道グループとしての取組をより広く発信していきます。

また、展示会に出展している海外の水道事業者や日本企業と、意見交換などの交流を実施し、展示会に出展されている海外の技術などを把握します。

海外向けホームページの運営

東京水道グループの概要、技術やノウハウ、国際展開の取組などに関する情報をホームページで紹介しています。

また、エネルギー・環境対策に関する計画なども掲載しています。

つなげる

海外都市との交流

海外の水道事業者とお互いの事業内容やノウハウなどを学び合い、技術協力やアイデアを出し合うなど、相互の事業向上及び共通課題の改善に資する交流を推進しています。

育てる

訪日研修・視察受入れ

海外の水道事業者等の要請に応じて、研修や視察受入れを実施しています。内容は事前に調整し、相手事業者等のニーズに適した構成で展開します。

さらに、相手事業者等との意見交換や助言等を実施しています。また、要望に応じて日本企業とのマッチング機会の提供も行います。

技術協力（事業展開）

海外事業者等からの要請を踏まえて、JICA等と連携して国際協力に関する資金を活用した案件を形成するなどにより、現地での活動など、より実践的な技術協力を海外事業者と連携して展開します。

海外事業者の事業運営能力の向上に貢献するとともに、東京水道グループとしても技術力の向上や人材育成に寄与しています。

国際展開の体系

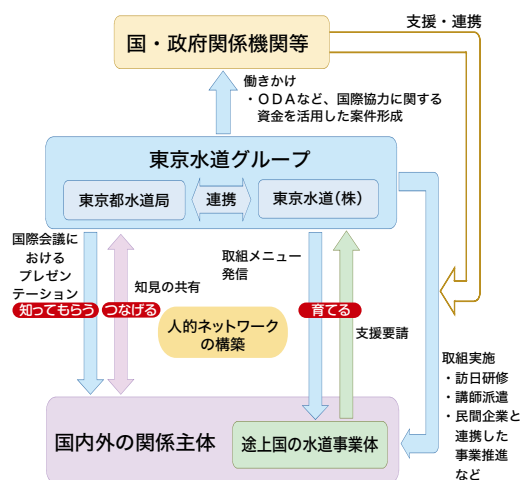
知ってもらう（世界への情報発信）
多様な機会を発信し、東京水道グループのノウハウや技術等を知ってもらい、世界から注目及び関心を集め、存在感を高めていく

つなげる（世界との交流）
海外の水道事業者と相互理解を深め、交流を通じて双方が学び、気づき、アイデアなどを生み出せる機会をつくり、世界の共通課題などの解決をリードしていく

育てる（人材・事業体の育成）
海外の水道事業者と協力した取組を実践することで、ともに人材育成や事業改善及び向上を図っていく

国際展開のスキーム

これらの取組により、当局のプレゼンスの向上や都及び国内外の水道事情の改善を図ります。



国際会議参加の様子

14 東京の水道の財政

東京都の水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。そして、企業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計制度は企業会計方式を採っているほか、事業に必要な経費は経営に伴う収入（水道料金収入）をもって充てるという独立採算制を原則に経営を行っています。

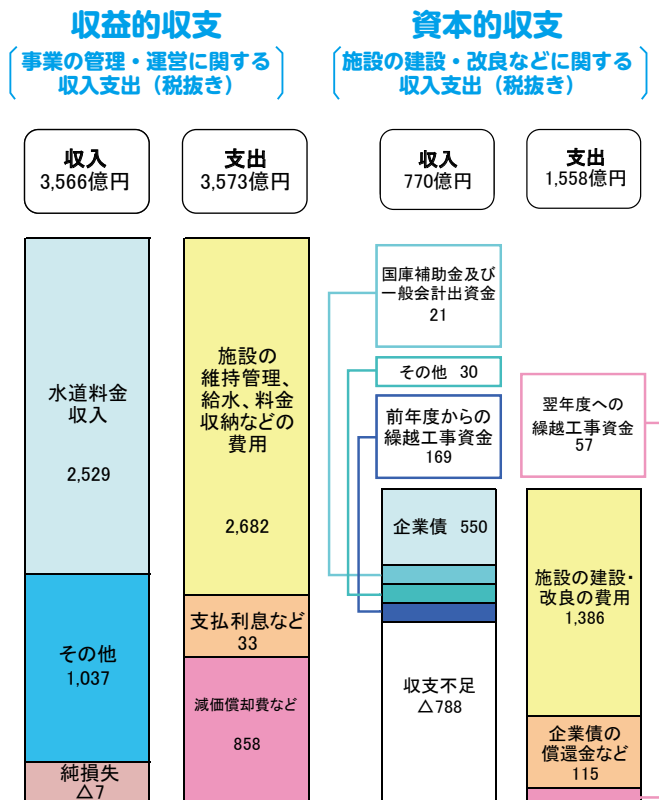
このため、事業の運営に当たっては、本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に効率的な事業運営を図り、企業の経済性を発揮することが求められています。

水道事業は、現在及び将来にわたり都民への安定給水を確保することを使命としており、そのためには、水源の確保、水道施設の整備等の諸事業が不可欠です。そして、これらを着実に推進していくためには、何よりも財政基盤が確立されていなければなりません。

持続可能な水道事業の実現に向けて、社会情勢の変化等にも的確に対応しつつ、業務の効率化など徹底した経営努力により、健全な財政運営を行っていくため、令和8年度から令和10年度までを計画期間とする「東京水道経営プラン2026」を令和8年3月に策定しました。

このプランに基づき、経営の一層の効率化と財政の安定化に努めています。

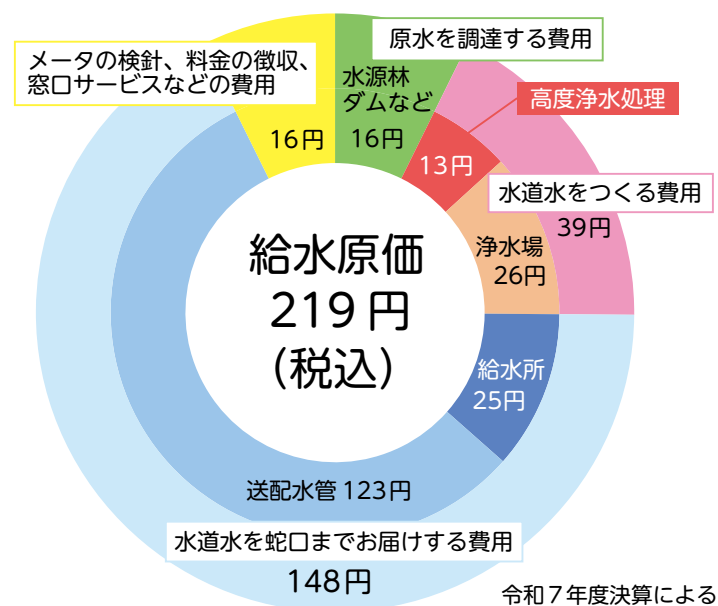
令和7年度決算



※資本的収支の収支不足額については損益勘定留保資金等で補填しました。

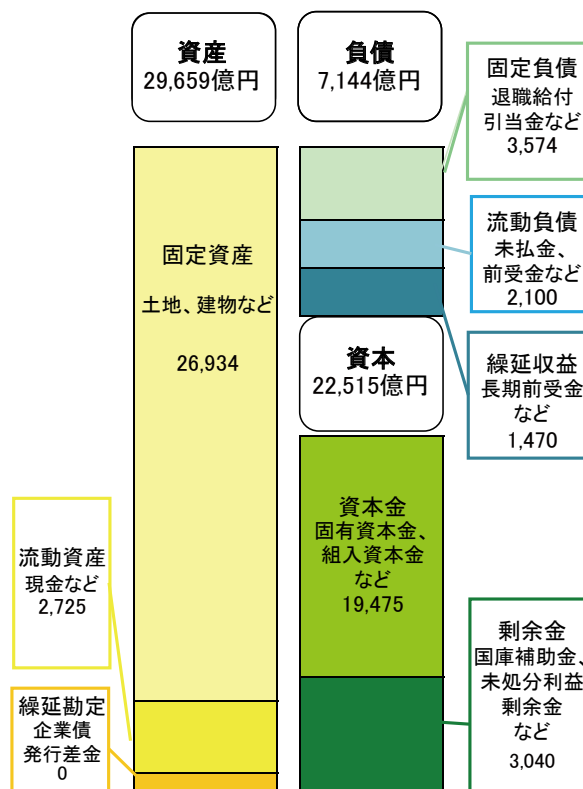
給水原価の内訳

水道水を1立方メートルお届けするのに219円掛かります。その内訳は、次のとおりです。



※水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置による影響分を補正しています。

貸借対照表 (令和8年3月31日)



15 東京の水道の歴史

江戸時代の水道

東京の水道の歴史は、遠く江戸時代に遡ることができます。

江戸時代の水道は上水とも呼ばれ、石や木で造られた水道管（石樋及び木樋）によって上水井戸に導かれ、人々はそこから水をくみ揚げて飲料水・生活用水として使用しました。

江戸上水の起源は、天正 18 年（1590 年）、徳川家康の江戸入府時に小石川周辺に開設されたという伝承があり、これが後に神田上水へと発展したともいわれています。

その後、上水は順次拡張され、承応 3 年（1654 年）には玉川上水が完成し、さらに、元禄 9 年（1696 年）までに、本所（亀有）上水、青山上水、三田上水及び千川上水が整備されました。

しかし、享保 7 年（1722 年）、神田上水及び玉川上水以外の 4 上水は廃止され、江戸時代の後半は主に神田上水及び玉川上水の 2 上水が江戸の暮らしを支えました。

近代水道の創設

明治時代を迎え、江戸から東京へと変わりましたが、水道は依然として江戸時代の神田上水及び玉川上水を利用していました。

しかし、上水路の汚染や木樋の腐朽といった問題が生じ、また、消防用水の確保という観点からも、近代水道の創設を求める声が高まりました。さらに、明治 19 年（1886 年）のコレラの大流行は、近代水道創設の動きに拍車を掛けました。

こうして、明治 21 年（1888 年）、東京近代水道創設に向けて具体的な調査設計が開始されました。

この水道は、玉川上水路を利用して多摩川の水を淀橋浄水場へ導いて沈殿及びろ過を行い、有圧鉄管により市内に給水するもので、明治 31 年（1898 年）12 月 1 日に神田・日本橋方面に通水したのを初めとして、順次区域を拡大し、明治 44 年（1911 年）に全面的に完成しました。

これまでの歩みと今後

近代水道創設工事完成から 2 年後の大正 2 年（1913 年）には、村山貯水池及び境浄水場の建設を中心とする第一水道拡張事業が開始されました。

関東大震災の後、都市化の波は東京市の近郊に及び、昭和 7 年（1932 年）、町営・町村組合経営の 10 水道は市営に統合されました。

また、民営 3 水道も順次買収し、東京の水道の原形が整いました。

市域拡張に伴って増大する水需要に対応するため、小河内貯水池及び東村山浄水場の建設を中心とする第二水道拡張事業が昭和 13 年（1938 年）に着工されました。

第二次世界大戦後は、焼け跡の漏水修繕等復旧作業に全力を傾けるとともに、戦争により中断していた第二水道拡張事業等を再開し、また、相模川系水道拡張事業等の事業を開始しました。

昭和 30 年代の戦後の復興期から高度経済成長期に入ると、東京は急激に発展し、水の需給は更にひっ迫してきました。これを解消するため、長年の悲願であった利根川を水源とする新たな拡張事業が四次にわたり展開されました。この結果、金町浄水場及び東村山浄水場の拡張、朝霞・小作・三園及び三郷の各浄水場の建設、送・配水幹線網整備等が順次進められ、東京都水道局の浄水場は現在では 1 日当たり 684 万立方メートルの施設能力を有しています。

そして近年は、安全でおいしい水に対するニーズの高まりに応えるため、利根川系原水全量を対象とした高度浄水処理の導入を達成したほか直結給水化の促進等、お客さまにお届けする水のおいしさについての改善も進めており、東京の水道は供給する水の量のみならず、質の面においても世界有数のレベルに達しています。

今後、東京都水道局は、将来にわたり、安全でおいしい水を安定的に供給するため、環境負荷低減に取り組みつつ、安定した水源の確保や耐震性強化、浄水場の更新等に引き続き取り組んで参ります。さらに、これまで近代水道創設以来 120 年以上培った技術を基に国内外への貢献を進め、水道界をリードする水道を目指します。

16 東京水道名所

水道局では、技術、景観、歴史等が特に優れている7つのインフラ施設等を東京水道名所として選定し、様々な機会を通じてPRを行っています。

①②③東京水道のPR施設（詳細は、17東京水道のPR施設参照。）



17 東京水道のPR施設



①奥多摩 水と緑のふれあい館

水と緑と奥多摩を再発見し、人と自然について考え、都市と水源地との交流を図る場所です。奥多摩の自然と歴史、水の大切さやダムの仕組みなどを分かりやすく紹介しており、360度シアターでは没入感あふれる映像を楽しむことができます。

休館日 水曜日(休日の場合は翌日)・
年末年始
(12月28日から1月4日まで)

所在地 西多摩郡奥多摩町原5番地

電話 0428-86-2731

交通 JR 青梅線奥多摩駅前から
「奥多摩湖」、「鴨沢西」、「丹波」、
「小菅の湯」、「峰谷」又は「留
浦」行きバス約20分「奥多摩
湖」バス停車 目の前
※周辺に無料駐車場あり



② 東京都水道歴史館

江戸上水開設から現在に至る400年余りの水道の歴史を展示しています。江戸時代の人々と上水との関わりや近代から現在までの水道事業の取組を、子供から大人まで楽しみながら学ぶことができる施設です。

休館日 毎月第4月曜日
(休日の場合は翌日)・
年末年始
(12月28日から1月4日まで)

所在地 文京区本郷二丁目7番1号

電話 03 - 5802 - 9040

交通 JR中央線・総武線 御茶ノ水駅
地下鉄丸ノ内線・大江戸線本
郷三丁目駅
各駅下車徒歩約8分
JR中央線・総武線 水道橋駅
地下鉄千代田線
新御茶ノ水駅
各駅下車徒歩
約12分



③ 東京都水の科学館

水の不思議と大切さを科学の視点で紹介し、楽しみながら水と水道への興味を深めることができる体感型ミュージアムです。迫力ある大画面のシアターでは、まるで水の一粒になった感覚で、水源から蛇口までの「水の大循環」を体感。実際に稼働している有明給水所を探検する「アクアツアー」もあり、ふだんは決して見ることのできない地下に設置された巨大な水道施設を間近に見学することが可能です。

休館日 月曜日(休日の場合は翌日)・年末年始
(12月28日から1月4日まで)

所在地 江東区有明三丁目1番8号

電話 03 - 3528 - 2366

交通 ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅
りんかい線 国際展示場駅
各駅下車徒歩約 10 分
都バス 武蔵野大学前
下車徒歩約 5 分



営業所等一覧

令和 8 年 6 月末現在

名称（所管区域）	所 管 内 容	電話番号	ファクシミリ番号
水道局お客さまセンター	引っ越し、料金、 漏水修繕など	0570-091-100（ナビダイヤル） （03-5326-1101・042-548-5110）	03-5790-0572（区部） 042-548-5115（多摩）

区 部

名 称	所 管 区 域	所 在 地 (お問合せは、水道局お客さまセンターにお願いします。)
千代田営業所	千代田区 中央区	千代田区内神田二丁目 1 番 12 号
港営業所	港区	港区三田一丁目 3 番 27 号
新宿営業所	新宿区	新宿区内藤町 87 番 四谷区民センター 3 階
文京営業所	文京区 台東区	文京区西片二丁目 16 番 23 号
墨田営業所	墨田区	墨田区千歳二丁目 2 番 11 号
江東営業所	江東区	江東区新砂一丁目 7 番 2 号
品川営業所	品川区	品川区西中延一丁目 9 番 10 号
目黒営業所	目黒区	目黒区中町二丁目 43 番 18 号
大田営業所	大田区	大田区平和島一丁目 1 番 2 号 平和島ベオフィス 7 階
世田谷営業所	世田谷区	世田谷区太子堂一丁目 13 番 13 号
渋谷営業所	渋谷区	渋谷区千駄ヶ谷四丁目 3 番 15 号
中野営業所	中野区	中野区中野一丁目 5 番 7 号
杉並営業所	杉並区	杉並区和泉三丁目 8 番 10 号
豊島営業所	豊島区	豊島区西池袋一丁目 7 番 7 号東京西池袋ビルディング 2 階
北営業所	北区	北区赤羽台三丁目 3 番 21 号
荒川営業所	荒川区	荒川区南千住六丁目 40 番 1 号
板橋営業所	板橋区	板橋区氷川町 3 番 6 号
練馬営業所	練馬区	練馬区中村北一丁目 9 番 4 号
足立営業所	足立区	足立区中央本町三丁目 8 番 2 号
葛飾営業所	葛飾区	葛飾区立石八丁目 17 番 4 号
江戸川営業所	江戸川区	江戸川区松江五丁目 4 番 12 号

多 摩 地 区

名 称	所 管 区 域	所 在 地 (お問合せは、水道局お客さまセンターにお願いします。)
八王子サービスステーション	八王子市※1、日野市	八王子市元本郷町四丁目 19 番 1 号
立川サービスステーション※2	立川市、国分寺市、国立市	立川市緑町 6 番地の 7
青梅サービスステーション	青梅市、瑞穂町、奥多摩町、 福生市、あきる野市、日の出町	青梅市師岡町一丁目 1301 番地の 10
府中サービスステーション	府中市、小金井市、三鷹市、 調布市、狛江市	府中市寿町三丁目 4 番地の 6
町田サービスステーション	町田市※1	町田市木曽東一丁目 4 番 1 号
東久留米サービスステーション	小平市、西東京市、清瀬市、 東久留米市	東久留米市滝山六丁目 1 番 1 号
東大和サービスステーション	東村山市、東大和市、 武蔵村山市	東大和市上北台三丁目 447 番地
多摩サービスステーション※2	多摩市、稲城市、 多摩ニュータウン地域	多摩市山王下一丁目 17 番地

※1 多摩ニュータウン地域を除く。

※2 立川、多摩サービスステーションでは、令和 9 年 1 月 8 日をもって水道料金の取扱を終了します。

ホームページや SNS でも情報をお届けしています！

東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp>



東京都水道・下水道公式 X (旧 Twitter)

https://x.com/tocho_suido

